

守山市緑の基本計画

令和2年10月

 守 山 市

目次

1. 計画の概要	1-1
1.1. 目的	1-1
1.2. 計画の特徴	1-1
1.3. 目標年次.....	1-1
2. “みどり”の現況	2-1
2.1. 守山市の概要.....	2-1
2.2. 自然的条件	2-1
2.3. 社会的条件.....	2-4
2.4. 緑地現況・緑化状況	2-10
2.5. “みどり”関連の政策と上位・関連計画等.....	2-16
3. 調査結果の評価	3-1
3.1. “みどり”機能の評価に関する基本的な考え方	3-1
3.2. 4つの機能別“みどり”の評価	3-2
3.3. 課題・問題点の整理	3-6
4. “みどり”のまちづくり 基本的な考え方	4-1
4.1. “みどり”のまちづくり基本理念	4-1
4.2. “みどり”のまちづくり 基本方針・施策方針	4-2
5. “みどり”のまちづくり 施策	5-1
5.1. 施策方針.....	5-1
5.2. 施策方針と個別施策.....	5-2
6. “みどり”のまちづくり モデル地区	6-1
6.1. モデル地区の配置方針	6-1
6.2. モデル地区の選定.....	6-2
6.3. シンボル軸と拠点.....	6-4
7. 事業化に向けた取り組み	7-1
7.1. “みどり”のまちづくりにおける連携・協働の体制.....	7-1
7.2. 計画の進行管理.....	7-2

1. 計画の概要

1.1. 目的

本市では、多様な機能を持つ都市の緑の保全と創出を図りながら、「水と緑の恵みが生きるまち守山」を目指すことを目的として、平成 13 年 3 月に「守山市緑の基本計画」が策定されました。

計画策定後約 19 年が経過した現在、社会背景や法体系等が大きく変化していることから、市内の緑の現状や変化、市民意識の変化、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ改訂しました。

1.2. 計画の特徴

本計画の特徴を挙げると、以下のとおりです。

- ・「緑の基本計画」は、都市における緑のマスタープランとして、都市緑地法に基づく計画制度です。
- ・本計画は、公園・緑地の整備のみでなく、道路、河川、学校等の公共施設の緑化、民有地における緑地の保全および緑化の推進、更には緑化意識の普及まで含めた、緑全般（以下「みどり」）を対象とした総合的な計画です。
- ・本市の緑に関する資源を踏まえ、特徴ある計画を策定するものです。
- ・都市の緑の保全・創出には、市民、事業者、行政が関係しており、計画を実効あるものにするため、相互の積極的な協力・連携が必要です。このため、緑の基本計画を公表し、積極的な周知を図るものです。

1.3. 目標年次

本計画は、長期的な視点で“みどり”に関して目指すべき将来像（夢）（4-1 ページ「4.1.2 将来像実現の視点」参照）を示すとともに、段階的に目指すべき将来像を実現するため、当面、10 年後の 2030 年 3 月を目標とした施策体系をとりまとめます。

また、計画の期間が長期にわたるため、施策の P D C A サイクルを踏まえ、概ね、2024 年度を中間時の検証時期とします。

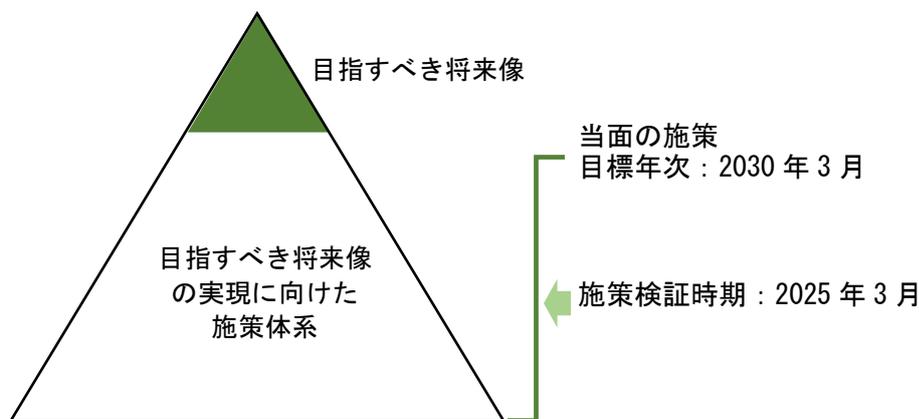


図 1-1 本計画の目標時期

2. “みどり”の現況

2.1. 守山市の概要

本市は滋賀県南部、琵琶湖東岸に位置し、古くから琵琶湖や野洲川の豊かな自然に恵まれた都市です。山がなく、市域の大半が平地で温暖な気候にあるこの地では、弥生時代から稲作が行われ、現在も市域の約半分を農地が占めるなど、今日まで土地の恵みと人の営みとの深い関わりの中で都市と自然の共生が図られてきました。

市南部では、江戸時代の中山道が南西から北東を通り、守山は「京発ち守山泊まり」と言われるとおり中山道の主要な宿場として栄え、今日でも旧街道沿いに昔ながらの街並みが残ります。

また、現在、国道1号、国道8号さらには名神高速道路に接続する県道や市道など、近隣圏域へのアクセス道路網の整備が進んでいます。公共交通機関では、JR守山駅が位置し、北部には湖西地域や湖東地域、さらには京阪神や中京地域を結ぶ道路交通の要衝として国道477号やさざなみ街道、琵琶湖大橋があり、東西交流の交通結節点として重要な位置にあります。

2.2. 自然的条件

2.2.1. 気象

本市は、湖南気候区に位置し、琵琶湖の影響で瀬戸内型の気候にあり、湖岸と内陸で琵琶湖の気候緩和作用の影響を受け、気温・降水量に僅かな差が見られますが、県内でも比較的温暖で冬季の降雪量も少ないのが特徴です。

平成19年～平成28年迄の過去10年間の平均気温は15.5℃と比較的温暖であり、降雨量も過去10年間平均1,362mm、概ね、1,200mm～1,500mm前後と、いずれも比較的安定しています。

平成29年の平均気温は16.0℃であり、最高気温は36.2℃（8月）、最低気温は-0.9℃（1月）、降雨量は梅雨および台風時期が多く、降雪量は、県北部の多雪地帯と大きな相違がありますが、市内の降雪量は野洲川堤防を境に北部でやや多い傾向にあります。

2.2.2. 地形および水系

本市の地形は、鈴鹿山系に源を発する野洲川により形成された沖積平野で、野洲川の川上から川下に向かい標高差20m程の平坦地が連たんし、空間的な特徴の一つとなっています。

主要河川は、県最大の野洲川とその表流水および湧水や地下水の汲み上げで生じた流水を排出する幸津川、法竜川等があります。特に、野洲川は天井川として幾度となく水害をもたらし、1953年9月の台風13号による大災害を契機に河川改修され、南北に分流していた川は一本の人工放水路として整備され、南北の跡地は“みどり”の軸として保全、活用が求められます。準用河川の大川・新川、赤野井湾、木浜内湖等は、水が流れないことで水質が悪化、ヘドロの堆積、オオバナミズキンバイの異常繁茂等が見られ、水辺環境の改善が求められています。

琵琶湖および内湖等の水辺環境は、市民に潤いや快適さをもたらすだけでなく、都市の魅力を生み出し、個性あるまちづくりを進めるための貴重な資源となっています。しかし、河川改修により護岸や川底がコンクリートで固められた結果、農業用水や雨水排水の処理機能が向上する一方、生物の生息環境の悪化が懸念されています。

また、市街地を流れる用水路は、水路沿いの遊歩道や親水空間等が整備されるなど、住民等の憩いの場として機能する、貴重な水辺環境です。

2.2.3. 緑の現況

(1) 緑の概況

都市計画区域の緑地面積^{※1}は約2,645haで緑被率^{※2}は全体の58%と前計画時の60%からほぼ横ばい。緑地面積のうち、約8割は中部田園地域を中心に広がる農地が占めています。

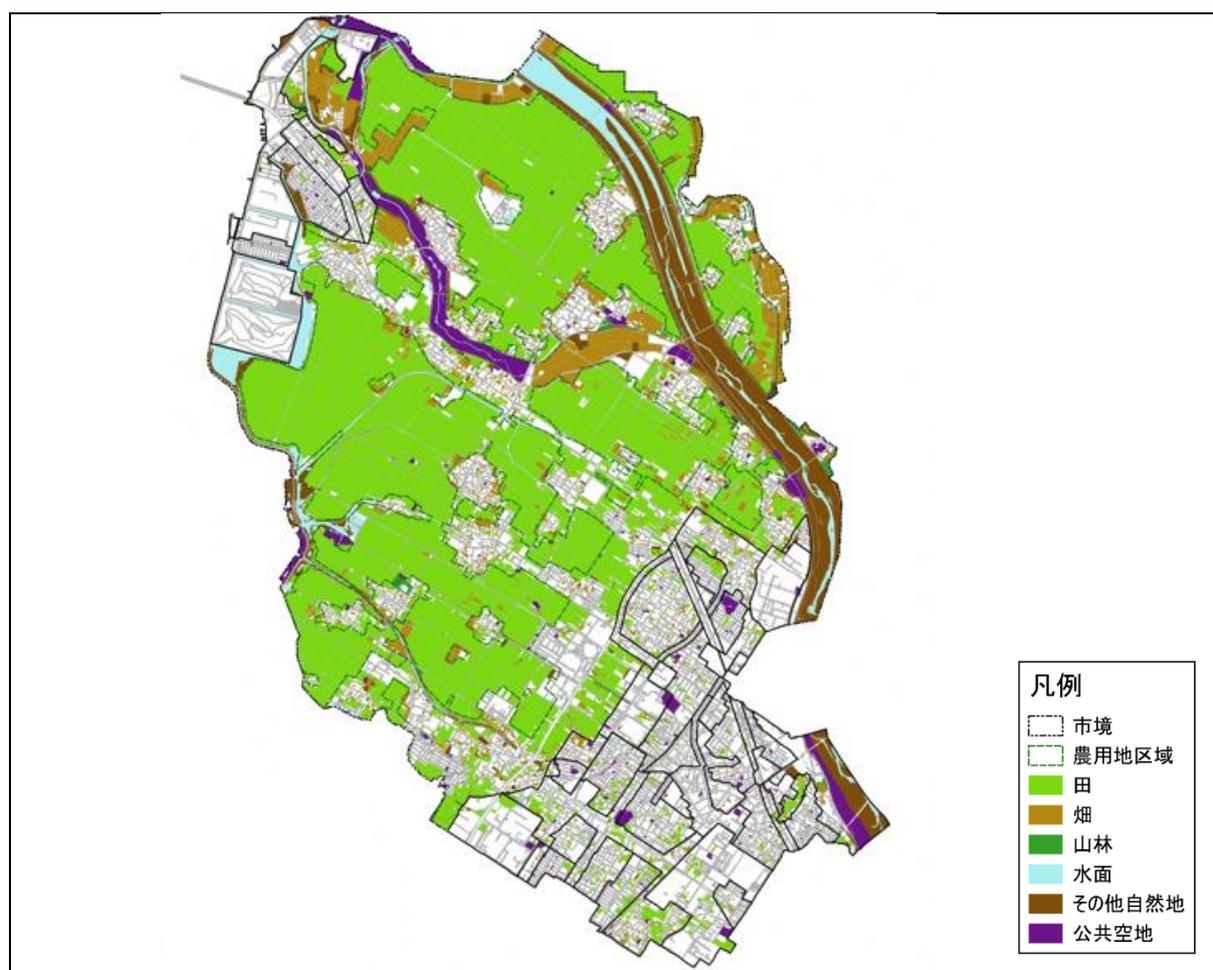
市街化区域の緑地面積は約188ha（前計画時の333haから約4割減少）であり、都市計画区域全体の緑地面積の約7%に留まるとともに、半数弱を農地が占めています。

※1 樹木、草地、農地、園地等の緑地で覆われた面積を航空写真等を活用して算出した面積

※2 緑被率とは、一定の地域で、樹林・草地、農地、園地等の緑で覆われる緑地の面積割合で自然度を表す指標の一つ（緑地面積/敷地面積×100%）。

表 2-1 緑の現況

区 分	市街化区域				市街化調整区域				都市計画区域				
	H13.3		H29年度		H13.3		H29年度		H13.3		H29年度		
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
緑被面積	①樹林地(山林)	6.6	2.0	3.1	1.7	44.0	1.9	16.8	0.7	50.5	1.9	19.9	0.8
	②草地(その他自然地)	6.5	1.9	35.4	18.9	136.0	5.8	250.8	10.2	142.4	5.3	286.2	10.8
	③農地(田・畑)	198.1	59.5	86.6	46.2	1,900.3	80.5	1,957.6	79.7	2,098.4	77.9	2,044.2	77.3
	④小計(ha)(①~③)	211.2	63.4	125.1	66.7	2,080.2	88.1	2,225.2	90.6	2,291.4	85.0	2,350.3	88.9
⑤水面(ha)	23.6	7.1	28.4	15.1	228.5	9.7	146.0	5.9	252.1	9.4	174.4	6.6	
⑥公共空地(ha)	98.4	29.5	34.0	18.1	53.1	2.2	85.7	3.5	151.6	5.6	119.7	4.5	
⑦緑地面積(ha)(④~⑥)	333.2	100.0	187.5	100.0	2,361.9	100.0	2,456.9	100.0	2,695.1	100.0	2,644.4	100.0	
⑧区域面積(ha)	1,176.0	-	1,251.5	-	3,250.0	-	3,278.4	-	4,426.0	-	4,529.9	-	
⑨緑被率(⑦/⑧)	28.3	-	15.0	-	72.7	-	74.9	-	60.9	-	58.4	-	



(資料：平成29年度都市計画基礎調査)

図 2-1 緑地現況

(2) 天然記念物等

本市では、大日堂の妙蓮およびその池、少林寺の銀木犀、東門院のオハツキイチョウの3件が天然記念物であり、また、平坦地が連たんする本市は、社叢林が地域のランドマークとなり、近傍を流れる用水路とともに、地域住民の憩いの場や身近な自然とふれあえる場として貴重な緑のオープンスペースとなっています。



写真 2-1 社叢林

2.2.4. 動植物相

(1) 動物相

本市で注目すべき野生生物として、平成10年の調査（環境省／第6回陸生鳥類の分布調査）でカワセミ、コチドリ等の鳥類が確認されています。これは、琵琶湖や鈴鹿の山並みに囲まれているためといわれ、湖畔や河川、用水等の水辺には、一群の野鳥等が休息する光景も見られるなど、こうした良好な環境の保全が求められます。

また、「ほたるのまち」として知られる本市は「守山ほたる」の名で皇室への献上記録が残り、天然記念物指定の国内第1号（1924年、現在指定解除）でもあるホタルは、まちにうるおいを与える貴重な生態系の一つです。現在も守山市民運動公園（ほたるの森資料館付近）や守善寺前、東門院、あまが池親水緑地、吉川川土橋、三津川河川公園、日田川河川公園など、市内各所で官民が協働し、ほたるの生息環境保全・再生に向け、施設整備や幼虫の放流等に取り組んでいます。

(2) 植物相

本市の琵琶湖岸に広がるヨシ群落やハマヒルガオの群生地は、良好な水辺空間を形成し、野鳥や昆虫等の動植物が生息する貴重な“みどり”の地域資源です。

2.3. 社会的条件

2.3.1. 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数

全国的に人口減少が進む中、本市の人口は、京阪神エリアのベッドタウンとして一貫して増加、平成27年は、平成17年比約12.8%増の79,939人、このうち人口集中地区人口は、都市計画区域人口の約76.5%を占めます。

市全体の平成17年から平成27年間の増加人口は約9,000人であり、人口集中地区の人口増加傾向が見られます。

表 2-2 区域別人口・世帯数

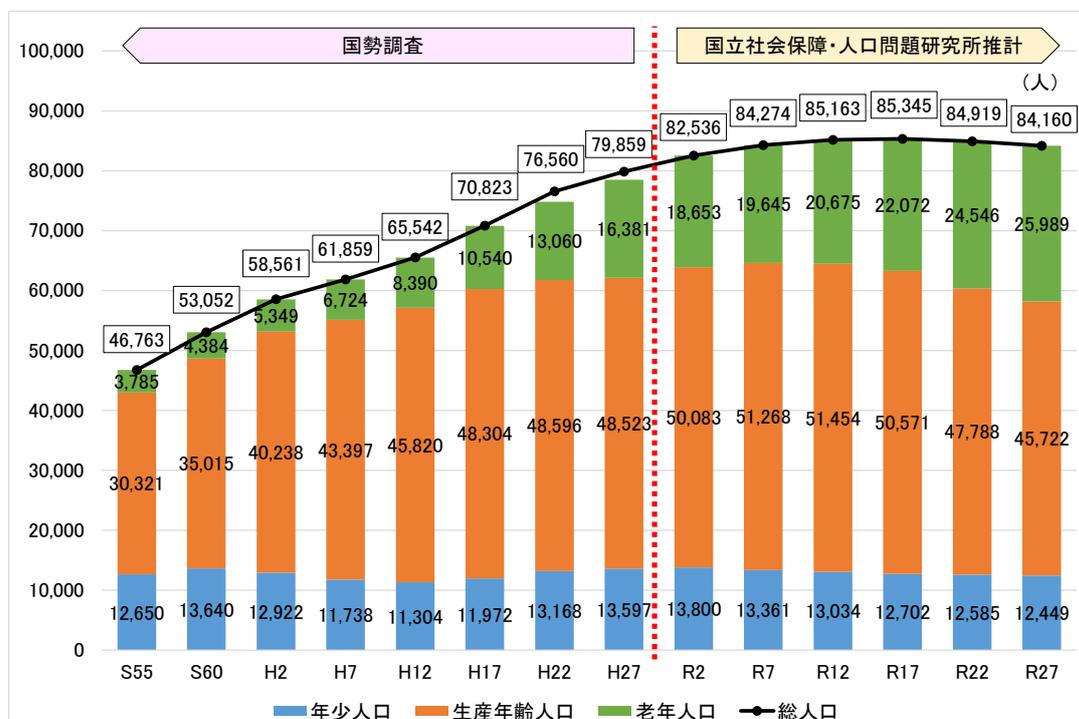
区域	平成17年				平成22年				平成27年				増減数(平成17年基準)			
	世帯数(世帯)	総人口(人)	自然増減	社会増減	世帯数(世帯)	総人口(人)	自然増減	社会増減	世帯数(世帯)	総人口(人)	自然増減	社会増減	自然増減数	年平均変化率	社会増減数	年平均変化率
都市計画区域	23,907	70,897	388	710	27,646	76,763	462	446	29,082	79,939	289	157	4,533	0.59%	5,884	0.77%
市街化区域	6,215	21,199	1	52	6,741	20,740	-18	88	6,838	20,550	-58	22	-171	-0.07%	142	0.06%
人口集中地区	17,692	49,698	387	658	20,905	56,023	480	358	22,244	59,389	347	135	4,704	0.88%	5,742	1.07%

(註)滋賀県推計人口年報をもとにした集計データのため、国勢調査確定値と一致しない
(資料：平成29年度 都市計画基礎調査)

(2) 将来人口(推計)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」によると、本市の総人口は緩やかに増加、令和18年をピークに減少傾向に転じると推計されています。

また、年齢別にみると、生産年齢人口は令和13年を境に減少に転じ、令和28年には平成27年の48,523人から約5.8%減の45,722人となることが予想されています。その一方で、65歳以上の高齢人口は増加し、令和28年には総人口の約3割が高齢者になると見込まれています。



(資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」)

図 2-2 年齢3区分別人口

「守山市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」では、①合計特殊出生率の上昇、②社会移動の均衡、③守山で生まれ育った世代の守山市での就職・居住の促進の 3 点を市が取り組むべき方向性として掲げ、将来目指すべき人口規模を令和 23 年時点で 88,000 人程度と想定しています。

2.3.2. 土地利用現況

本市は、琵琶湖を除く市全域が都市計画区域（4,558ha）であり、うち、約 1 / 4 にあたる 1,193ha が市街化区域に指定されています（平成 30 年 3 月末現在）。

土地利用をみると、自然的土地利用は都市計画区域全体で約 2,524.8ha、うち約 7 割を市街化調整区域が占めます。市街化区域内の約 9 割は都市的土地利用ですが、市街化調整区域の自然的土地利用は 7 割にとどまり、約 1 割を住宅用地が占めます（平成 29 年都市計画基礎調査）。

市域における農地は、約 2,000ha あり、特に、旧野洲川の南北流廃川敷地や湖岸では、野洲川地区農地開発事業により、約 137ha の優良農地が造成され、現在、果樹や野菜等の営農がなされ、優良農地に位置する民間事業者の運営施設の中には、農の 6 次産業化拠点だけでなく、“みどり”の拠点として期待される施設が散見されるなど、今後の拠点機能強化が求められます。

表 2-3 区域別面積

(単位:ha)

区域	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
都市計画区域	4,426.4	4,426.4	4,426.4	4,558.0
市街化区域	1,175.8	1,183.9	1,183.9	1,193.0
市街化調整区域	3,250.6	3,242.5	3,242.5	3,365.0

(註)平成 26 年に国土地理院の計測方法の変更あり

(資料：平成 30 年 守山市の都市計画)

表 2-4 土地利用現況面積

土地利用区分		都市計画区域 (ha)		市街化区域 (ha)		市街化調整区域 (ha)		
自然的 土地 利用	田	1,751.4	(39%)	60.1	(5%)	1,691.4	(52%)	
	畑	292.8	(6%)	26.5	(2%)	266.3	(8%)	
	山林	19.9	(0%)	3.1	(0%)	16.8	(1%)	
	水面	174.4	(4%)	28.4	(2%)	146.0	(4%)	
	その他自然地	286.2	(6%)	35.4	(3%)	250.8	(8%)	
小計(a)		2,524.8	(56%)	153.5	(12%)	2,371.3	(72%)	
都市的 土地 利用	宅 地	住宅用地	682.4	(15%)	390.4	(31%)	291.9	(9%)
		商業用地	153.6	(3%)	106.8	(9%)	46.8	(1%)
		工業用地	149.7	(3%)	122.6	(10%)	27.2	(1%)
		農林漁業施設用地	22.6	(0%)	1.2	(0%)	21.4	(1%)
	公共公益用地	194.6	(4%)	80.7	(6%)	114.0	(3%)	
	道路用地	430.7	(10%)	189.7	(15%)	241.0	(7%)	
	交通施設用地	18.5	(0%)	16.2	(1%)	2.3	(0%)	
	公共空地	119.7	(3%)	34.0	(3%)	85.7	(3%)	
	その他公的施設用地	0.0	(0%)	0.0	(0%)	0.0	(0%)	
	その他の空地	233.2	(5%)	156.4	(12%)	76.8	(2%)	
小計(b)		2,005.1	(44%)	1,098.0	(88%)	907.1	(28%)	
合計(a+b)		4,529.9	(100%)	1,251.5	(100%)	3,278.4	(100%)	

(註)土地利用現況図からの図上計測による集計値のため、都市計画決定値とは異なる。

(資料：平成 29 年度都市計画基礎調査)

2.3.3. 市街化動向

(1) 守山市の成り立ち

明治以降の本市の変遷をみると、明治 22 年に守山・物部・小津・玉津・河西・速野・中洲の 7 カ村ができ、守山村は同 37 年に町制を施行、昭和 16 年に物部村と合併、昭和 30 年には、守山町と小津・玉津・河西・速野の 4 か村が、また同 32 年に中洲村の大部分が合併し、現在の市域が形成され、同 45 年に守山市となりました。

農業地域として栄えた本市は、この間、化学・機械・繊維等の近代工場を誘致、次第に工業都市化が進展、東海道本線電化や琵琶湖大橋開通など、交通網の整備もあり、自然と文化、様々な産業が調和しながら、京阪神の近郊都市として現在に至っています。

(2) 人口集中地区の推移

本市の人口集中地区（以下、「D I D」という）は、平成 27 年国勢調査時点で 908ha、総人口の 7 割弱に相当する約 55,000 人（1ha 当り 6,063 人）が居住しています。D I D エリアは、中山道沿から J R 守山駅一带と北西部の琵琶湖大橋に至る国道 477 号沿の一带に分かれます。

2.3.4. 都市施設

(1) 道路網

市南部周辺には国道 1 号や国道 8 号、名神高速道路に連絡する県・市道など、近隣圏域へのアクセス道路網が形成される他、市北部周辺には国道 477 号やさざなみ街道、琵琶湖大橋が湖西や湖東地域、京阪神や中京地域を結び、湖南地域の中核都市としての機能を担っています。

(2) 鉄道

本市南端には J R 守山駅が位置し、新快速を利用して J R 京都駅まで約 25 分、J R 大阪駅まで約 55 分と利便性の高い公共交通環境を有しています。

また、J R 守山駅前には、公共広場として位置づけられた駅前広場があり、鉄道と他の交通手段との結節点としての機能を持つとともに、住民有志による維持管理等の活動も行われ、まちの顔としての空間づくりが進んでいます。

(3) 市街地開発事業等

本市の土地区画整理事業は、高ノ後地区（昭和 48～50 年）をはじめ、10 か所で事業が行われ、平成 30 年 4 月 1 日現在で立入地区の事業を除き、9 か所の事業が完了しています。

市街地再開発事業は、昭和 60 年に滋賀県初となる守山駅西口市街地再開発事業が完了、平成 28 年 12 月に事業認可し、駅前のシンボル軸を形成する守山銀座ビル地区市街地再開発事業が進行していますが、近年は大規模な宅地造成や工業団地造成事業は実施されていません。

また、市街地整備上の諸問題を補うとともに、地区レベルで良好な住環境を創出し、まちづくりを行うための地区計画は 13 地区で約 224ha が計画決定しています。

2.3.5. 歴史・文化等

本市には、“みどり”に関連して、歴史・文化を感じられる空間が見られます。

現在も短冊状の地割が残る守山1、2丁目地区では、中山道の宿場町の面影を保全・再生し、調和のとれた住みやすい環境づくりに向けた地区協定を締結、市でも平成14年度から中山道守山宿等地区計画中山道沿道地区で、住宅・店舗その他街なみを構成する建築物および工作物が修景整備を行った場合、工事費の2/3（上限300万円）迄の補助金制度を実施しています。

また、集落部では、歴史と風格を感じさせる社叢林をはじめ、農業用水にも利用される日常生活に不可欠な用水路や広い敷地内に植えられた果樹など、水と緑の空間が残っています。

さらには、伊勢町、阿村町地先に位置する伊勢遺跡は弥生時代から古墳時代への移行期に発達した国内最大級の遺跡として史跡名勝天然記念物に指定、下之郷町で発見された下之郷遺跡も弥生時代中期の大環濠集落として全国屈指の規模を有し、下之郷史跡公園は、遺跡の保存・活用の拠点として、子どもから大人迄が楽しみつつ往時の暮らしを学べる貴重な地域資源です。

2.3.6. 観光・レクリエーション

(1) レクリエーションの場

本市には、市民が日常的なレクリエーション活動を行う場として、都市公園や児童遊園、広場、農村公園、河川公園等が整備されており、街区公園や一般開放している学校のグラウンドなど、身近なレクリエーション空間の機能拡充と活用が求められます。全市の、広域のレクリエーション需要にも応える緑地として、びわこ地球市民の森や守山キャンプ場（美崎公園）等が点在しており、これら拠点のネットワーク機能は十分ではありません。

公共のスポーツ施設をみると、運動公園内には野球場やテニスコート、体育館、多目的グラウンドが、野洲川立入河川公園にはソフトボール場、軟式野球場、サッカー場等が整備されています。

また、市内の河川には、河川公園として遊歩道とともに、親水空間が整備されている箇所も見られ、地域住民の憩いの場として活用されています。

(2) 観光・レクリエーションの場

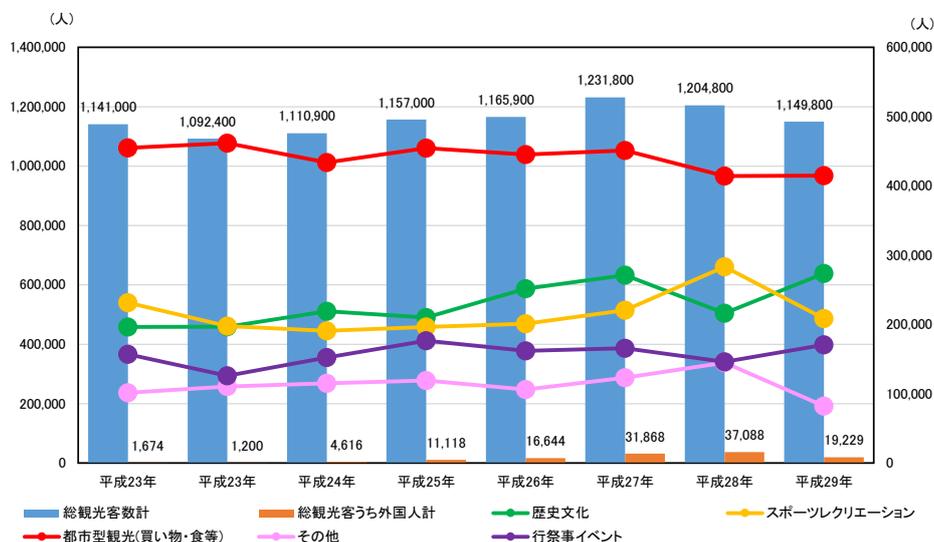
本市の琵琶湖湖岸には、レクリエーション、リゾート施設が立地し、京阪神や中京地域を中心に観光客が訪れています。また、駅前の徒歩圏近傍では、緑や水辺、歴史・文化等に親しめる散策環境が整っており、徒歩圏の歩行者ネットワークの魅力創出につながっています。

また、ほたるのまち守山ハーフマラソン大会は、2019年に50回開催となり、1,000人を超えるランナーが参加するなど、市内を巡るコースは貴重な空間です。

本市を訪れる年間観光客数は平成28年度で約120万人、このうち、都市型観光（買物・飲食等）が最も多く約34%を占め、次に多いスポーツ・レクリエーションは、全体の約24%（約283千人）と続きます。近年は、優良農地に位置する民間事業者の運営施設の中には、農の6次産業化拠点だけでなく、“みどり”の拠点として期待される施設も散見されます。

なお、本市を訪れる観光客数は年間約111万人であった平成24年以降、徐々に増加していますが、都市型観光の減少（平成24年より5ポイント減）に対し、スポーツ・レクリエーション

は増加傾向にあります。また、観光客数全体に占める外国人旅行客数の増加要因として、京阪神の訪日観光客の受皿となる佐川美術館等への来訪の他、一部には本市の田園環境が長期滞在の拠点として評価されている等の声も聞かれ、平成28年は約37千人と平成24年の4.6千人に比べ8倍に増加している点が特徴的です。



(資料：守山市統計書)

図 2-3 観光客目的別年間入込客数の推移

2.3.7. 環境の現況

(1) 水環境

本市の水環境を主要な河川が流入する赤野井湾の「赤野井湾流入主要河川汚濁負荷量(BOD)」でみると、平成30年度の調査値は平成16年の調査値1.2 mg/ℓから約1割増の1.37 mg/ℓとなっています。

環境基本計画策定時の調査では、河川流入先である琵琶湖、特に、赤野井湾や木浜内湖におけるごみの流入や湖底・川底へのヘドロ堆積、水草繁茂等の進行、現在閉鎖水域である市内北部の大川、新川での水草繁茂や水質悪化等の課題も指摘されています。また、本市の河川が市内各所で湧出していた野洲川の伏流水を水源としていたことは過去のものになりつつあり、現在は、人為的にくみ上げられた地下水や野洲川の水を活用した農業用水を副次的に流すなど、その涵養や保全の必要性も含めた認識が必要であるとされています。

(2) 大気(大気汚染物質)

本市に設置されている一般環境大気観測局(保険医療ゾーン みどりの広場内/守山5丁目130-5)で平成4年4月以降に計測された大気汚染物質は、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化窒素、窒素酸化物、メタン、全炭化水素、微小粒子状物質(PM2.5)です。

このうち、環境基準値を超えた項目は、光化学オキシダントが昼間の1時間値が環境基準を超えた日数：80日およびメタンの1年平均値：1.95PPMCの2項目です。

(3) 酸性雨

滋賀県下における平成 29 年度の酸性雨（湿性降下物）の調査地点は、高島市今津と大津市柳が崎の 2 地点であり、pH の年平均値は、今津 4.79、柳が崎 4.82 と「酸性雨」とされる雨の水素イオン濃度（pH）値 5.6 以下となっています。

(4) 化学物質

昭和 52 年 5 月、琵琶湖に悪臭を放つ淡水赤潮が大発生し、その後の調査で、原因の一つが合成洗剤に含まれているリンであることが明らかとなり、本市の市民が中心的な役割を担い、琵琶湖の浄化運動が広がりました。昭和 53 年には主婦を中心に「びわこを守る粉石けん使用推進運動」県連絡会議が結成され、リンを含む合成洗剤の使用等の禁止、窒素やリンの工場排水規制を盛り込んだ「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（通称 琵琶湖条例）」の施行など、琵琶湖の環境改善が進展し、びわこを守る粉石けん使用推進運動は廃油回収等取組範囲を拡大、継続しています。

2.3.8. 災害の発生状況と防災の取り組み

(1) 災害の発生状況

① 風水害

本市の風水害の発生状況をみると、近年では、平成 25 年 10 月 1 日の台風 18 号により、家屋の一部倒壊や床下浸水等の被害が発生しました。また、平成 30 年 9 月 4 日には台風 21 号により、道路陥没や標識転倒、都市公園の倒木等の被害が生じており、災害復旧時には、被災した樹木等の迅速かつ円滑な処理対策が求められました。

なお、野洲川の氾濫は、昭和 54 年に新放水路が完成したことで発生危険度は大幅に減少しています。優良農地が広がる田園地帯は、集中豪雨時等の都市型災害の防止機能を担う貴重な空間です。

② 地震

本市は、野洲川の沖積平野上に位置し、厚い砂層が広く分布していること、盛土地や埋立地も少なくないことから、地震時の危険度は高いと予想されています。

また、琵琶湖周辺は、比叡、花折、柳ヶ瀬、百済寺等の断層の他、20 数本の活断層が存在するため、南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府）では、東海、東南海、南海地震のいずれかが発生すれば、他の地震を誘発し、3 連動による地震発生の可能性もあるといわれています。

(2) 防災拠点・避難場所

本市では、小中学校、公民館、都市公園等の公共施設および協定を締結した民間事業者の所有する施設の計 61 か所を避難場所として指定しており、うち、45 か所は避難所としても指定しています。

なお、市街地内の一団の緑や河川、道路植栽は、火災等の被害を軽減する緩衝機能として期待されます。

(3) 避難路

市内の緊急輸送道路[※]は、第1次緊急輸送道路2路線（国道477号、（主）守山栗東線）の他、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路の路線が指定され、主要な避難ルートとして機能する他、緑のネットワークとして位置づけられ、避難動線と一体となって機能することが求められています。

また、市街地内で随所に見られる住宅の生垣は、避難動線上にあることで、避難の安全性向上が期待されます。

※ 緊急輸送道路とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路を指す。利用特性により、以下のとおり区分される。

- ・ 第1次緊急輸送道路ネットワーク
県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路
- ・ 第2次緊急輸送道路ネットワーク
第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
- ・ 第3次緊急輸送道路ネットワーク
その他の道路

2.4. 緑地現況・緑化状況

緑の基本計画が対象とする「緑地[※]」は、緑の基本計画ハンドブック（日本公園緑地協会）によると、制度的に大きく、都市公園法で規定される都市公園と都市公園以外の公共施設緑地（都市公園以外の公有地、又は公的な管理で公園緑地に準ずる機能を持つ施設）および民間施設緑地（民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設）からなる「施設緑地」、法や協定、条例により規定された「地域制緑地」に分けられます。

※ 緑地＝樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地またはこれらに隣接する土地（農地であるものを含む。）が、単独若しくは一体で、良好な自然環境を形成しているもの（都市緑地法第3条 第1項）

2.4.1. 緑地・緑化現況

(1) 緑地現況量

本市の総緑地面積[※]は 2,283.28ha であり、市全域の 50.09%、市街化区域内で 10.93% (130.39ha) を占めています。

市の総緑地面積の約 86%にあたる 1,971.41ha が法令により保全緑地の促進を位置付けている地域制緑地です。このうち、地域制緑地では、農業振興地域農用地区域の 1,727.3ha、施設緑地では、公共施設緑地の 183.33ha が各区分の中で最も多い面積を占めています。

また、本市における一人当たり都市公園面積は 13.20 m²、一人当たり都市公園等面積では 36.60 m²であり、都市公園法において位置付けられている一人当たり都市公園面積の標準 10 m²以上（全区域、市街地においては 5 m²以上）を上回っています。

※ 法令等により整備された緑地の面積

表 2-5 緑地の状況

緑地種別	区域	現況(平成30年3月31日)						備考
		都市計画区域			市街化区域			
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	
ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)					
住区基幹公園	街区公園	4	0.45	0.05	3	0.38	0.05	(1)
	近隣公園	6	7.72	0.93	3	6.21	0.75	(2)
都市基幹公園	地区公園	2	10.20	1.23	—	—	—	(3)
	総合公園	—	—	—	—	—	—	(4)
	運動公園	1	16.23	1.96	—	—	—	(5)
	基幹公園計	13	34.60	4.18	6	6.59	0.80	(1)~(5)の計
特殊公園	風致公園	—	—	—	—	—	—	(6)
	動植物公園	1	0.23	0.03	—	—	—	(7)
	歴史公園	—	—	—	—	—	—	(8)
	墓園	—	—	—	—	—	—	(9)
	その他	—	—	—	—	—	—	(10)
	特殊公園計	1	0.23	0.03	0.00	0.00	0.00	(6)~(10)の計
大規模公園	広域公園	—	—	—	—	—	—	(11)
	レクリエーション都市	—	—	—	—	—	—	(12)
	国営公園	—	—	—	—	—	—	(13)
	緩衝緑地	—	—	—	—	—	—	(14)
	都市緑地	7	74.45	8.99	3	0.20	0.02	(15)
	都市林	—	—	—	—	—	—	(16)
	広場公園	—	—	—	—	—	—	(17)
	緑道	—	—	—	—	—	—	(18)
	都市公園計	21	109.28	13.20	9	6.79	0.82	(1)~(18)の計
	公共施設緑地	—	193.64	23.40	—	67.65	8.17	(19)
	都市公園等計	21	302.92	36.60	—	74.44	8.99	(1)~(19)の計
	民間施設緑地	—	8.95	1.08	—	1.78	0.22	(20)
	小計	—	311.87	37.68	—	76.22	9.21	(21)=(1)~(20)の計
	施設緑地間の重複	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(22)
	施設緑地計	—	311.87	37.68	—	76.22	9.21	(23)=(21)-(22)
地域制緑地	緑地保全地域	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(24)
	特別緑地保全地区	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(25)
	風致地区	—	71.90	8.69	—	0.00	0.00	(26)
	生産緑地地区	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(27)
	自然公園特別地域	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(28)
	自然公園普通地域	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(29)
	自然環境保全地域(特別地区)	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(30)
	自然環境保全地域(普通)	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(31)
	農業振興地域農用地区域	—	1727.30	208.69	—	0.00	0.00	(32)
	河川区域	—	127.00	15.34	—	33.49	4.05	(33)
	保安林区域	—	4.08	0.49	—	0.64	0.08	(34)
	地域森林計画対象民有林	—	22.00	2.66	—	2.97	0.36	(35)
	文化財	—	7.28	0.88	—	5.22	0.63	(36)
	その他法によるもの計	—	1887.66	228.06	—	42.31	5.11	(28)~(36)の計
	法によるもの計	—	1959.56	236.75	—	42.31	5.11	(37)=(24)~(36)の計
協定によるもの	—	11.85	1.43	—	11.85	1.43	(38)	
条例等によるもの	—	2.08	0.25	—	0.02	0.00	(39)	
小計	—	1973.49	238.43	—	54.18	6.55	(40)=(37)~(39)の計	
地域制緑地間の重複	—	2.08	0.25	—	0.02	0.00	(41)	
地域制緑地計	—	1971.41	238.18	—	54.16	6543.85	(42)=(40)-(41)	
施設・地域制間の重複	—	0.00	0.00	—	0.00	0.00	(43)	
緑地総計	—	2283.28	275.86	—	130.39	15.75	(23)+(42)-(43)	
人口	都市計画区域	82.8千人						
	市街化区域	62.3千人						
面積	都市計画区域	4,558ha						
	市街化区域	1,193ha						
緑地の確保水準	都市計画区域面積に対する割合	50.09%						
	市街化区域面積に対する割合	10.93%						
住民1人あたりの都市公園等面積	都市公園	13.20㎡/人						
	都市公園等	36.60㎡/人						

(資料：平成30年 守山市の都市計画、守山市都市公園台帳ほか)

(2) 施設緑地の状況

本市の都市公園のうち、都市計画決定された16か所、339.75haについてみると、街区公園や地区公園、運動公園は計画箇所全てが供用されているのに対し、近隣公園の2か所（勝部公園、立入公園）、4.29haが未整備です。また、計画決定面積のうち、都市緑地（5か所：303.9ha）が89.4%を占めますが、都市緑地の総整備面積（74.45ha）は都市計画決定した全体面積の24.5%に留まります。

供用済の都市公園は10か所、うち、供用開始後20年以上経過する都市公園は6か所、いずれも住区基幹公園であり、施設の長寿命化とともに、施設周辺の環境要因に合わせたりリニューアル等が必要なものも見受けられる一方、未整備の近隣公園は、いずれも近傍で整備済の都市公園の誘致圏と重複する範囲も見受けられ、都市計画決定後も長期間供用されていないことから周辺環境への悪影響が懸念されるなど、ストック活用の観点から見直しが求められます。

公共施設緑地は、公共空地も含めると193.64haもの緑地面積を占めており、市街化区域内における割合も約35%にあたる67.65haで、都市公園に比べ緑地面積は多くなっています。

民間施設緑地は、教育施設における緑地によるものが約68%を占めています（企業の協力として、グラウンドのうち開放協定締結分のみを計上していますが、企業敷地における植栽等を考慮した場合、表2-6の数値よりも多い緑地面積になると推計されます）。

(3) 公共公益施設の緑化状況

本市の公共公益施設における植栽地等の面積は、表2-6 都市公園等の整備状況のとおり、都市計画区域で4.78ha、市街化区域で1.66ha、市街化調整区域で3.12haとなっています。

街路樹の整備路線は20路線（うち、複数の樹種有：2路線）、樹種はクスノキを中心にクロガネモチやサクラ、ホルトノキ等であり、自然災害に強く、都市環境や剪定耐性等を考慮すると、地域性のある植栽の選定は難しく、全体的な特徴づけが乏しくなっています。

表2-6 都市公園等の整備状況

種別		箇所数		計画決定面積 (ha)	計画決定面積のうち、現況面積(ha)		
		計画	供用		都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
住区基幹公園	街区公園	4	4	0.45	0.45	0.38	0.07
	近隣公園	5	3	10.50	6.21	6.21	0.00
	地区公園	1	1	8.30	10.20	0.00	10.20
都市基幹公園	運動公園	1	1	16.60	16.23	0.00	16.23
	総合公園	—	—	—	—	—	—
特殊公園(該当する公園:動植物公園)		0*	0	0	0.00	0.00	0.00
都市緑地		5	5	303.90	74.45	0.20	74.25
都市公園 計		16	14	339.75	107.54	6.79	100.75
公共空地		—	—	—	119.73	34.00	85.73
教育施設(国公立)		—	20	—	46.28	20.74	25.54
河川緑地		—	3	—	2.88	1.77	1.11
児童遊園		—	90	—	6.51	1.10	5.41
都市公園・児童遊園以外の公園・緑地		—	295	—	10.31	7.87	2.45
運動場・グラウンド(公共設置)		—	2	—	3.15	0.52	2.63
公共公益施設における植栽地等		—	20	—	4.78	1.66	3.12
公共施設緑地 計		—	135	—	193.64	67.65	125.99
市民農園(民間設置)		—	19	—	1.71	0.66	1.05
教育施設(私立)		—	1	—	6.12	0.00	6.12
企業グラウンド(開放協定締結分)		—	1	—	1.12	1.12	0.00
民間施設緑地 計		—	21	—	8.95	1.78	7.17

(資料：平成29年度都市計画基礎調査、守山市都市公園台帳ほか)

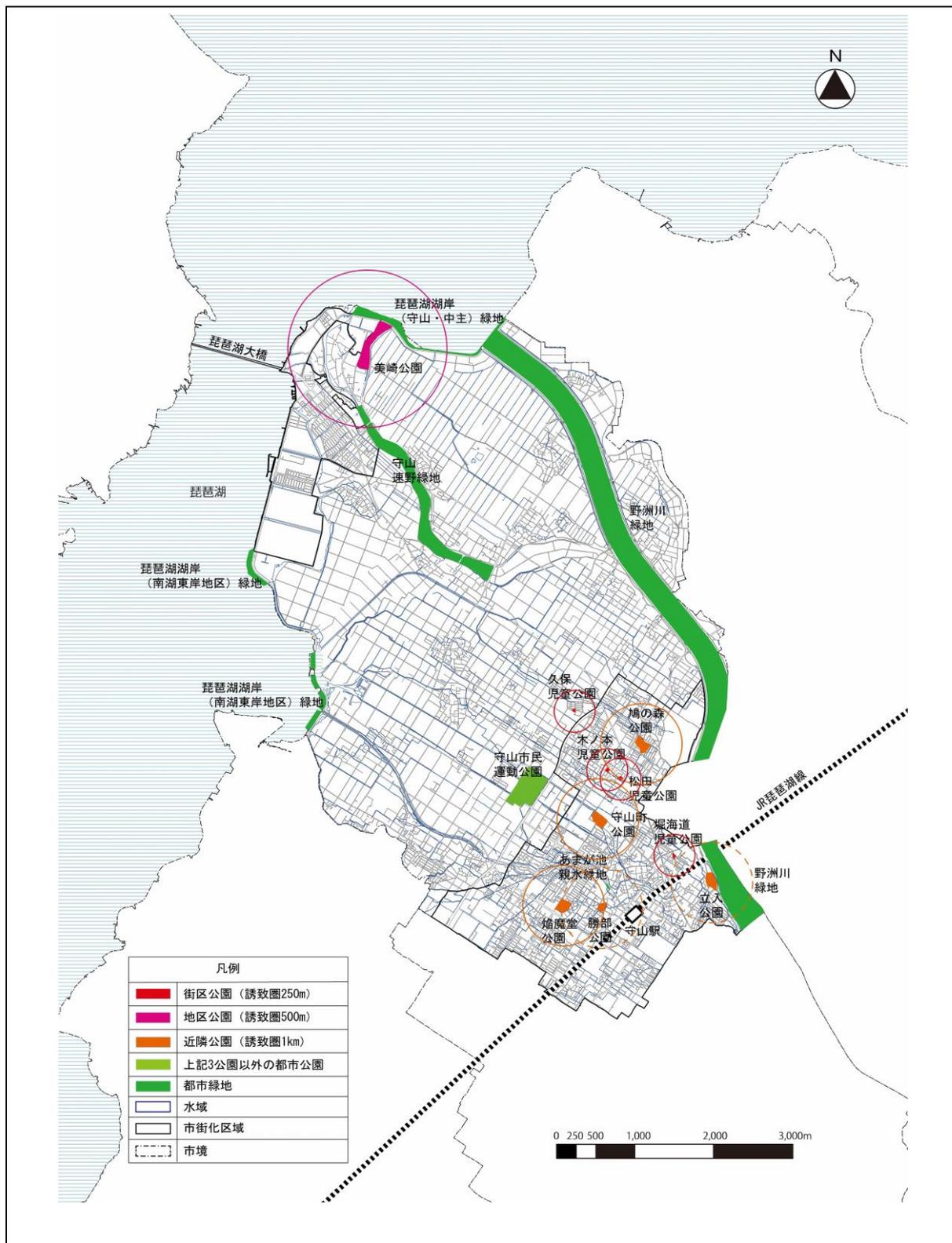


図 2-4 都市公園等の誘致圏

2.4.2. 緑化推進に係る活動状況

(1) 緑地協定地区

本市では、2地区で緑地協定地区が指定され、貴重な樹林地の保護が進められています。

表 2-7 緑地協定の指定状況

番号	区分	名称	協定日	面積
1	緑地協定地区	ネオ・ペラヴィータ守山緑地協定	H13. 1.15	約9.61ha
2	緑地協定地区	ペルヴィタウン木浜緑地協定	H23. 9. 6	約2.24ha

(資料：平成 29 年度都市計画基礎調査)

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等(「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」)を活用して、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものを保全することができます。

本市では、14か所(表 2-8 a～n)の区域について、地区計画を定めており、中山道守山宿等地区と守山銀座ビル地区以外の地区で公園又は緑地について位置付けています。

表 2-8 地区計画

番号	地区名	指定年月日		面積 (ha)
		当初	最終	
a	岡・立入地区	H 2. 2. 14	H29. 1. 13	9. 6
b	欲賀地区	H10. 9. 14	H20. 8. 1	25. 0
c	中山道守山宿等地区	H19. 12. 17	H30. 4. 1	4. 8
d	笠原地区	H22. 11. 29	H28. 12. 28	23. 0
e	石田町地区	H26. 3. 31	H30. 6. 21	35. 4
f	荒見町地区	H26. 8. 1	—	15. 3
g	立田町地区	H27. 3. 23	R 1. 9. 27	33. 0
h	服部町地区	H27. 7. 1	—	17. 3
i	幸津川町地区	H27. 12. 16	—	23. 3
j	守山銀座ビル地区	H28. 3. 25	H30. 4. 1	0. 3
k	布施野地区	H29. 3. 27	—	5. 3
l	森川原町地区	H29. 3. 27	—	11. 5
m	木浜町地区	H30. 3. 23	—	28. 1
n	赤野井地区	H30. 12. 20	—	38. 1
計				270. 0

(資料：平成 31 年 守山市の都市計画)

(2) 公園・緑地等における指定管理者制度の状況

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部が改正され、公の施設管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目指し、公の施設の「指定管理者制度」が創設され、本市では平成 18 年 4 月から積極的に制度の活用を行っています。

本市の公園・緑地に関する主な指定管理者導入施設は 6 施設(令和 2 年 4 月現在)です。

また、地域の小公園は、自治会によって管理されています。

表 2-9 公園・緑地に関連する管理状況

施設名称	指定管理者	指定期間	担当課
あまが池親水緑地	株式会社みらいもりやま 21	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	都市計画・ 交通政策課
守山市ほたるの森資料館	特定非営利活動法人びわこ 豊穰の郷	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	環境政策課
市民運動公園（公園施設）	公益財団法人守山市文化体 育振興事業団	平成 31 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	土木管理課
美崎公園	シダックス大新東ヒューマ ンサービス株式会社	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	土木管理課
もりやま芦刈園	公益社団法人守山市シルバ ー人材センター	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	土木管理課
もりやまフルーツランド	もりやまフルーツランド出 荷協議会	平成 31 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	農政課
びわこ地球市民の森	シダックス大新東ヒューマ ンサービス株式会社	平成 31 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	(滋賀県)
湖岸緑地（赤野井、木浜、 野洲川河口）※	南湖東岸ゆうゆうパートナ ーズ	平成 31 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	(滋賀県)

※本計画内では、湖岸緑地（野洲川河口）について、地域呼称である「第2なぎさ公園」と表記している場合があります。

(資料：守山市資料)

(3) “みどり”に関する市民活動等

本市では、びわこを守る粉石けん使用推進運動と並行し、県内で広がった「家庭から出る廃食油を回収して、せっけんへリサイクル運動」に端を発し、玉津学区で平成 25 年から平成 29 年まで菜の花プロジェクトが進められていました。地域自立の資源循環サイクル構築を目指すこのプロジェクトは、環境に関する学習や意識啓発の教材としても活用されるなど、「資源循環」のシンボルとしても機能しています。

また、守山ほたるパーク&ウォークは、市内の事業者、各種団体、市民（NPO、ボランティア等）で開催され、市民等がホテルと本市の自然に親しむ貴重なイベントとして定着しています。特に、目田川河川公園は、兩岸の親水空間等で子ども達が遊び、市民が憩える場所となるよう、NPO法人等が維持管理しているモデル事例といえます。

2.5. “みどり”関連の政策と上位・関連計画等

2.5.1. 国の動向

国は、平成16年6月に当時の都市における諸課題に対応していくためには都市の緑とオープンスペースに関する総合的な施策運営が必要であるという考え方のもとに、都市緑地法の改正を含む景観緑三法を制定、緑地の保全・都市公園の整備・緑化の推進や景観形成に係る新たな制度を設けました。

その後、緑に期待される役割が、ヒートアイランド現象の緩和や局地的豪雨・台風等の防災・減災対応、生物多様性の保全等に加え、少子高齢化、公共施設の長寿命化、財政面の制約等から将来を見据えた対策を講じることの必要性が高まる中、成熟する社会における価値観の多様化、緑とオープンスペースの多面的機能を発揮するため、平成29年5月に「都市緑地法の一部を改正する法律」を公布し、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等を改正しました。

都市緑地法の改正では、緑の基本計画に「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針」を定めることが追加されるなど、計画内容の充実が図られました。これにより「緑の基本計画」は、緑地の保全・緑化の推進および都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置づけられることになりました。

また、「緑の基本計画」は、これまで環境基本計画との調和が保たれものであることが求められてきましたが、平成29年5月の都市緑地法の法改正では、新たに「景観法による景観計画との調和が保たれているものであること」が追加されました。

都市公園法の改正では、多様な主体による公園管理の仕組みの充実、借地公園の整備の推進、都市公園の設置基準の見直しなどが行われ、Park-PFI^{*}の活用等が進められています。

また、平成24年には「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、自然共生社会のあり方が示され、平成28年には「持続可能な開発目標（SDGs）」推進のための実施指針が決定し、経済・社会・環境を統合した持続可能な開発の取り組みが進められています。

表 2-10 公園・緑地に関する法改正の概要

法 律	法改正の概要
都市公園法	・都市の貴重な緑とオープンスペースである公園の資源を有効活用し、公園を再生・活性化するための民間等による施設の設置管理制度の創設 など
都市緑地法	・緑の基本計画への記載すべき主な事項として、①都市公園の管理の方針、②特別緑地保全地区内の緑地の保全、③生産緑地地区内の緑地の保全 の追加 など ・住民や団体等が主体となり、緑地を整備・活用する制度の創設と拡充 など
生産緑地法	・生産緑地地区の指定の面積要件が300㎡以上に引き下げられ、従来の面積より規模の小さい農地でも生産緑地地区に定めることが可能 など

※Park-PFI＝平成29年の都市公園法改正により新設された。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」をいう。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、「Park-PFI（略称：P-PFI）」と呼称。



(資料：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)

図 2-5 Park-PFI の制度概要

2.5.2. 上位関連計画

本計画は、「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、都市計画マスタープランや景観計画、環境基本計画、地域防災計画、公共施設等総合管理計画、立地適正化計画等と整合を図ります。

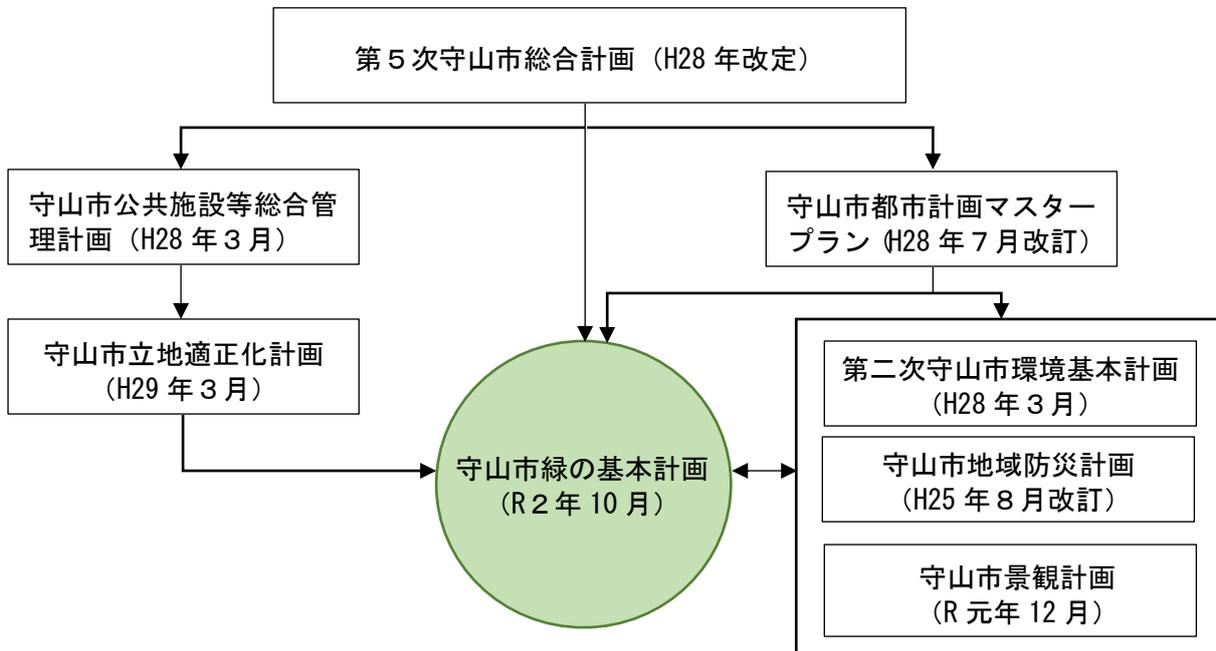


図 2-6 上位関連計画の関連

(1) 第5次守山市総合計画（平成28年改定／計画期間：平成23年～令和2年）

当該計画の将来都市像は、市民憲章が定める「のどかな田園都市」守山市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとにおのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい生きがいのあるまちづくりを行う」ことを継承しています。

市民を主役としてこうしたまちづくりを進めるために、「わ」で輝かせよう ふるさと守山」を掲げ、人と人のつながりである「輪（わ）」、協力し合う「和（わ）」、対話する「話（わ）」、環境の「環（わ）」で、その根幹をなし、これらの「わ」を基に、市民が主体的に「心の輝き」や「ホテルの輝き」「街の輝き」「水面やみどりの輝き」など、様々な形で守山市を輝かせる取り組みを進めるとしています。

また、本計画と整合を図るべきまちづくりの基本方針として、「水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり」が掲げられ、人と自然の関わりを見直し共生社会を実現していくため、「水辺や緑地の持つ役割を最大限に活かしたまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した循環型社会の構築、守山市の美しい水とみどりがいつまでもきらきらと輝き続ける潤いのふるさとづくりを進めます。」としています。

当該計画の施策体系で本計画と整合を図るべき主な施策等を挙げると、以下のとおりです。



図 2-7 都市の将来像

【施策の大綱（抜粋）】

■快適な都市基盤の整備

- ・自然景観や生態系に配慮した河川整備、水環境の保全と快適な生活環境の確保

■豊かな水環境と憩いの空間づくり

- ・市民の健康づくり、憩いの場、潤い・安らぎを与える公園や緑地の整備を推進、市民・市民公益活動団体・民間事業所と行政の協働による維持管理
- ・水辺環境の保全・創出、公園・緑地、河川、街路樹など、水とみどりのネットワークを形成
- ・公共施設緑化の率先的な推進、市民や企業等の民有地や民間施設の緑化を支援

■自然と調和したまちづくり

- ・市民と協働で琵琶湖、野洲川、豊かなみどりを形成する田園、そこに舞うホテル等の美しい自然環境を守り育て活用する事業に取り組む
- ・自然景観の保全
- ・環境美化や環境学習を推進、市民の環境保護意識を高揚、環境活動に参加する市民の輪を広げる

【分野別の市の取り組み等】

〔都市景観〕 〔5年後（2021）の目標〕

- ・良好な都市景観の形成 : 守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じる市民の割合=35.0% ⇒ 60.0%

〔公園〕

- ・公園の整備、公：市民1人あたりの都市園機能の充実・公園の面積=11.55㎡ ⇒ 15.0㎡
活用の推進

〔緑化〕

- ・緑化・植樹の推進、公共空間の緑化 : 市街地の緑地率=12.7% ⇒ 15.0%

〔水辺・自然環境〕

- ・水辺環境の保全 : 赤野井湾に流入する水辺空間の創出 主要河川の汚染負荷量(BOD)=1.9mg/ℓ ⇒ 2.00mg/ℓ以下

図 2-8 第5次守山市総合計画の施策体系で本計画と整合を図るべき主な施策等

(2) 守山市都市計画マスタープラン（平成28年7月改訂／目標年次：令和7年）

マスタープランのまちづくりの理念「豊かな水と緑に生まれ、快適に暮らせる美しいまち」の実現に向け、「本市の豊かな水と緑等の自然環境が生み出す潜在的な価値をまちづくりに活かすため、自然環境を維持・保全しつつ、新たな水と緑の環境づくりを行う中、自然環境と共生したまちづくりを実現します」を掲げています。以下に、本計画と整合を図るべき「自然環境の維持・保全」、「水と緑のネットワークづくり」、「都市施設整備」の方針を挙げます。

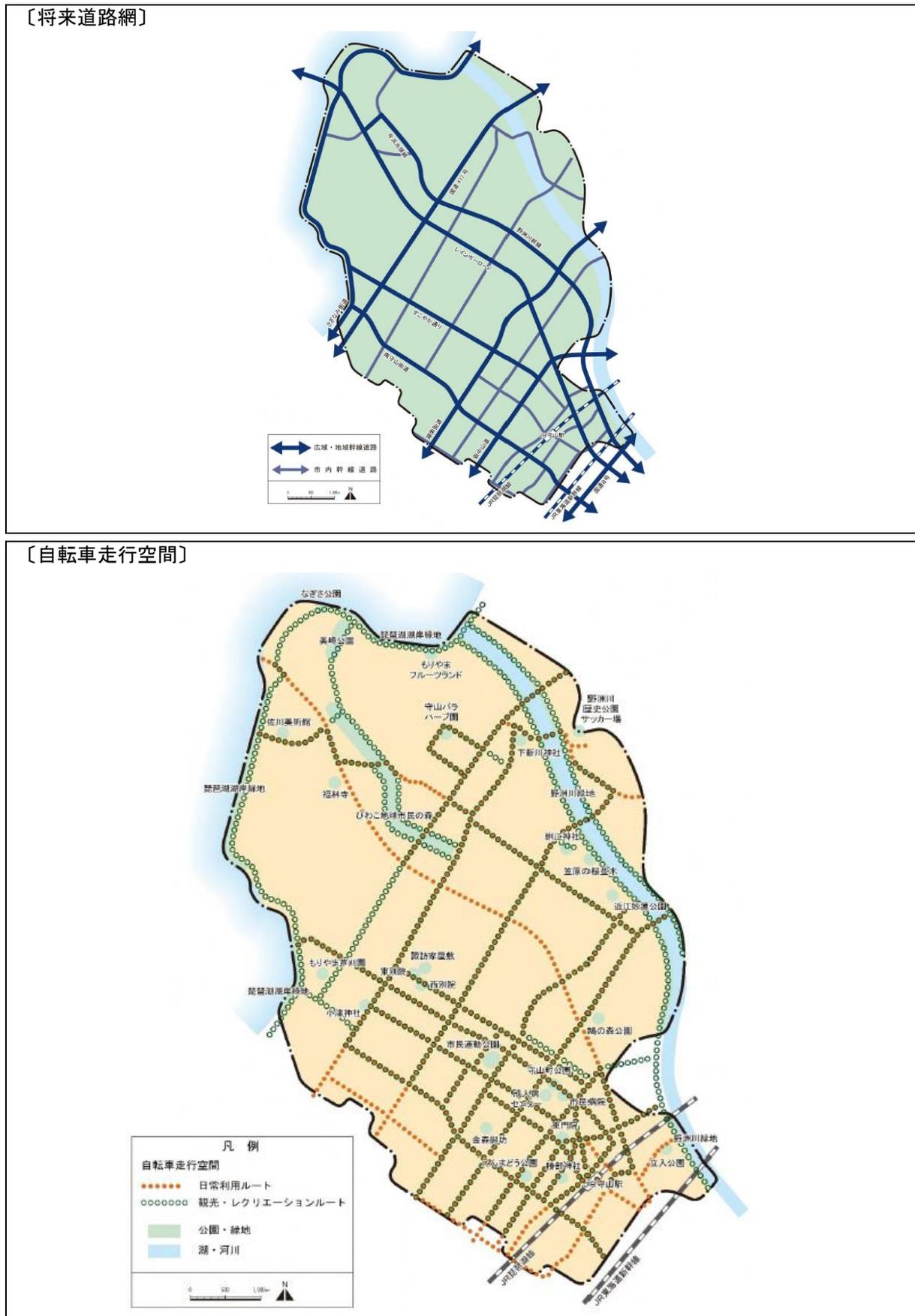
表 2-11 守山市都市計画マスタープランで本計画と整合を図るべきまちづくりの方針

まちづくりの方針	内 容
自然環境の維持・保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中部田園地域の優良農地保全、市街化区域農地の保全活用手法を検討します。 ・農業体験や環境学習の場所、機会の充実を通じ、水と緑に親しめる環境づくりなど、自然を活かした親水性あるまちづくりを進めます。ホテルの生息環境づくりを進め、市街地の河川は、水と緑の空間保全に努めます。
水と緑のネットワークづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・南部市街地から中部田園地帯にかけての街路や河川空間、野洲川、琵琶湖湖岸緑地等を水と緑の骨格を形成する自然環境軸として位置づけます。 ・市民運動公園やびわこ地球市民の森を「緑の集積する拠点」、地区公園や近隣公園を「緑の拠点」、街区公園等を「身近な緑」と位置づけ、「水と緑と歴史の道」として小河川や水路、幹線道路の街路樹や沿道建築物の緑化等と融合した、連続性のある水と緑のネットワークを形成、それを補完するため、緑の基本計画等と連携し、公共施設や住宅地等の緑化形成を促進します。
都市施設整備等の方針	<p>〔道路〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間は、街路樹・緑地帯、ポケットパークやベンチ、モニュメント等の道路付加機能を整備、街並み形成に向けた電線類地中化を推進します。 <p>〔自転車走行空間〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「守山市自転車道路網計画（H22.10）」で設定された日常利用、観光・レクリエーションの各ルートは、社会環境変化等を踏まえた整備が求められます。 <p>〔公園・緑地・緑化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の安全・快適性確保、うるおいとやすらぎある都市空間形成に向け、防災・景観、自然保護の観点、地域住民が気軽に利用できる、健康づくりや交流の場としての公園づくりを推進、市民運動公園の再生・整備を図ります。 ・公園は、計画策定への市民参加、住民との協働による維持管理を検討します。 ・野洲川および湖岸の都市計画緑地の保全を図り、びわこ地球市民の森は、市民協働で育樹活動を進め、郷土愛を育む場としての活用を図ります。 ・小河川や水路における緑地保全を通じ、緑の軸の充実を図ります。 ・市民交流ゾーンでは、うるおいある緑地空間の整備を推進します。 ・道路空間は、緑化推進と公園、緑地を結ぶネットワーク形成、公共施設の緑化、民有地の緑化誘導に努めます。



（資料：守山市都市計画マスタープランより抜粋・編集）

図 2-9 水と緑のネットワーク・イメージ



(資料：守山市都市計画マスタープラン)

図 2-10 将来道路網と自転車走行空間

(3) 守山市立地適正化計画（平成 29 年 3 月／目標年次：令和 7 年）

当該計画は、まちづくりの基本理念に「豊かな水と緑に生まれ、快適に暮らせる美しいまち」を掲げており、本計画と整合を図るべき、基本目標と目指すべき都市構造を示すと、以下のとおりです。

表 2-12 まちづくりの目標

目 標	内容（本計画と関連する内容を抜粋）
安全で安心して暮らせるまちの形成	・誰もが良好な住環境を享受し、快適に暮らせるように、歩いて生活できるコンパクトで機能的なまちを推進します。
活発な交流ができる賑わいあふれるまちの形成	・あらゆる世代の交流が図られ、地域コミュニティ活動がより活発に行われるようコミュニティ機能の維持・活性化を図るとともに、魅力ある地域資源を活用する中、市民だけでなく、来訪者も呼び込み、交流・周遊を促進し、にぎわいあふれるまちの形成を目指します。
産業の育成・強化による働きやすいまちの形成	・既存の産業活動を保全し雇用確保を図るとともに、産業の強化を目指します。産業集積や産業育成により、経済活性化を図り、新規の雇用創出、職住近接を実現することで、住みやすさだけでなく、働きやすいまちとしての魅力を高めます。
まちをつなぐ公共交通網の形成	・コンパクトなまちを推進し、持続可能な公共交通網の形成を目指します。また、本市の平坦な地形を活かし、自転車利用も含めた、公共交通網を形成し、拠点間を結ぶネットワークを構築します。



図 2-11 各拠点のイメージ

(4) 守山市景観計画（令和元年）

基本理念に掲げた「のどかな田園都市」に相応しい景観形成を図る。～比良・比叡の山並み、三上山の眺望を確保しつつ、田園風景の保全とホテルが舞う緑豊かな市街地景観を創出する。～」を実現するため、5つのゾーンと3つの軸に区分し景観形成の基本方針を定めています。

〔共通方針〕

- ・ホテルが舞う環境を守り育てる
- ・身近な緑を増やし潤いを育てる
- ・地域の特性を活かして街並みを整える
- ・眺望景観を活かす

〔5つのゾーンと3つの軸の景観形成方針（主な内容を抜粋）〕

【中心商業地ゾーン】

- ・緑豊かで連続性があり、風格のある街並み形成を推進する。また、歩行空間の快適性を高め、多くの人が住まい、集い、働き、交流する場にふさわしい、賑わいと活力のある街並み景観を創出する。
- ・シンボルとなる樹木の配置、敷地内および壁面緑化等の推進、親水空間の創出、建築物の壁面後退による公的空間としての広場や歩道の確保などにより、潤いのある景観を形成する。



駅前緑地公園

【一般市街地ゾーン】

- ・敷地内および接道部の緑化による四季を感じられる工夫や、建築物の壁面後退によるゆとり空間の創出と歩行空間の確保などにより、風格があり潤いとゆとりのある景観を創出する。



二町町

【工業地ゾーン】

- ・建築物はシンプルなデザインとし、圧迫感を軽減させ、落ち着いた景観を形成する。
- ・敷地内や接道部の緑化や修景を図る。
- ・隣接する住宅地や農地への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観を誘導する。



古高工業団地

【湖岸景観ゾーン】

- ・琵琶湖岸における葦の再生や養浜等を推進するとともに、さざなみ街道沿いの緑化を推進する。
- ・建築物等の位置は、湖岸からできる限り後退し、敷地内および接道部の緑化を図り、湖岸と一体となった公共的な空間の確保に努める。
- ・建築物・工作物・屋外広告物・案内板等は、琵琶湖岸の風光明媚な風景に調和する形態・色彩・素材等とする。また、田園景観ゾーンから比良・比叡の山並みへの眺望確保の観点から、高さや形態等に配慮する。更に、琵琶湖側から見ても、緑豊かで美しく調和のとれた景観形成を図る。



琵琶湖岸地域

【田園景観ゾーン】

- ・良好な田園景観の維持のため、営農環境の維持・形成を進める。
- ・農村集落は、屋根並みの保全や生垣、石垣の設置などにより、落ち着いた連続性のある景観を保全する。また、屋敷林の保全に努める。



田園地帯

【沿道景観軸】

- ・緑豊かで整然とした沿道景観を形成する。
- ・沿道の建築物や工作物は、穏やかな色彩を活用する中、賑わいの中にも、連続性が感じられる景観を形成する。
- ・街路樹による緑化を推進し、潤いのある沿道景観を創出するとともに、市民との協働による樹木の維持管理を推進する。



くすのき通り

【中山道軸】

- ・町家などの歴史的建造物を保全するとともに、それと連続する建築物・工作物においては、歴史的な街並みの連続性や調和に特に配慮し、積極的な意匠・工法を取り入れるなど、風格のある景観を形成する。
- ・地域の歴史を伝える史跡・文化財、地域のシンボルとなっている樹木などは、重要な景観資源として保全する。
- ・歴史的建造物等については、ライトアップにより夜間も魅せる景観形成を推進する。



今宿一里塚

【河川景観軸】

- ・広がりと連続性に配慮し、比良・比叡の山並みや三上山への眺望を守り育てる。
- ・人々が自然と身近にふれあえる空間を創造・保全するとともに美化に努める。



野洲川中洲河川公園



図 2-12 守山市の景観類型

(5) 第二次守山市環境基本計画（平成 28 年 3 月／計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）

当該計画では、環境ビジョンとして「地域の環境に誇りを持ち、地球の環境への責任を果たす 環境先端都市 もりやま」を掲げ、自然環境、まち環境、地球環境のそれぞれについて将来像、分野別の将来イメージを示しています。

このうち、本計画と整合を図るべき「自然環境」、「まち環境」、「ともに創る」について、施策体系の概要を示すと、以下のとおりです。

表 2-13 環境ビジョンと自然環境に係る将来イメージと基本施策

環境ビジョン		環境の将来イメージ	基本施策
全 体	環境区分		
地域の環境に誇りを持ち、地球の環境への責任を果たす環境先端都市 もりやま	〔自然環境〕 きれいな水が巡り、ホテルが飛び交う、自然とふれあえるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルが住む地域がさらに広がり、住民の誇りとなっている。 ・まちなかの川が、市民の憩いの場となるとともに、環境学習の場としても活用されている。 ・外来種の増加が抑えられ、守山の生物の多様性が維持されている。 ・川や湖で「遊べる」環境が整っており、市民がきれいな水に生息する生き物とふれあう機会が増加している。 ・川を大切にする生活や湖流の復活により、赤野井湾の水質が改善し、ニゴロブナやシジミがとれるようになる。 ・地下水源の涵養や利用の見直しが進み、バランスがとれた地下水利用が行われている。 ・市内での取り組みに加え、水系を共有している近隣自治体で連携・協力した取り組みが進展している。 	<p>〔水辺環境〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖（赤野井湾、木浜内湖）の環境改善 ・水辺環境の保全と改善 ・親水性の高いまちづくり <p>〔生物多様性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・外来生物の駆除 ・ホテルの保護と生息区域の拡大 ・農業、農村の持つ多面的機能の維持・発揮 <p>他</p>
	〔まち環境〕 限りある資源を効率的に使い、環境にも経済にも生活にも優しい緑あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に十分配慮した美しい建物と、守山が守ってきた田畑や緑地が合わさって文化的な景観を形成している。 ・環境への取り組み等により、魅力を増した守山に人が集まるようになっており、地域経済にも好影響を与えている。 ・その他（ごみ対応、エネルギー活用、雨水等の利用 等） 	<p>〔景観・住環境〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守山らしい良好な景観形成 <p>他</p> <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズムの推進
	〔ともに創る〕 市民・事業者・行政が率先して取り組む守山らしい環境先端都市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、行政がそれぞれの強みを活かした取り組みをし、様々な形で活動に参画することが可能となっている。 ・様々な主体が自立的に活動しつつ、相互に信頼、連携して持続可能な守山の実現に寄与している。 ・市民と行政の連携で情報の共有と蓄積が図られている。取り組みが「見える化」されることでより有効な取り組みへの努力が続けられている。 ・環境活動で育まれたノウハウ等が受け継がれ、共有されている。 	<p>〔取組を活性化する仕組みづくり〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の充実 ・地域での取り組みの活性化 ・連携による取り組みの活性化

(6) 守山市地域防災計画（平成 25 年 8 月改訂）

当該計画は、防災施策の理念に「自助・共助・公助の連携による減災のまちづくり」を掲げています。このうち、本計画に関連する「災害予防計画」の概要を示すと以下の通りです。

表 2-14 本計画と関連する防災施策の基本方針・概要

区 分	項 目	内 容
防災体制の整備	防災拠点の整備	
	防災中枢拠点の整備	<p>〔施設・設備の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所、コミュニティ防災センター、市民運動公園の市民体育館（大アリーナおよび多目的アリーナ）等は防災中枢拠点として位置づけ、災害時に中枢拠点として機能させるために必要な通信設備のバックアップシステムの整備や市役所庁舎の耐震対策を行う。 太陽光をはじめとする自然エネルギー発電設備および自家発電設備等の既存の商用電力に依拠しないエネルギーの供給システムを整備し、更に、蓄電池の整備を行うことで、昼夜を問わず、十分な期間の電力を賄うことができるよう整備を図る。 <p>〔活動拠点の利用計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災等過去の大規模災害時においては、自衛隊やDMAT（災害派遣医療チーム）、緊急消防援助隊、警察等の団体が人命救助、医療、給食等、様々な活躍があったことを踏まえ、市民運動公園周辺を各種団体の活動拠点として位置づける。なお、同所が不足する場合、野洲川河川敷やびわこ地球市民の森、被災地近くの公共空地を使用する。
	地域防災拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「農村環境改善センター」および「多目的広場」は、避難所および避難場所とし、また、当該施設へのアクセス道路については、緊急輸送道路として地域防災計画に位置づけている中で、整備予定の交流拠点施設は、地域防災拠点として、平時時は、「環境」「健康」「交流」の拠点となるように、また、災害時には、資機材や生活物資の北部防災中継基地として整備する。
災害に強いまちづくりの推進	オープンスペースの整備	
	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、平地に位置するため、樹林率は低いですが、市域の約半分が水田で占められており、オープンスペースに恵まれている。災害時における住民の避難場所となる都市公園・緑地は、平成 23 年末現在、840,600 m²、住民一人あたり 10,8 m²に整備が進められており、さらに整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、公園・緑地への災害応急対策施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等）の整備を推進する。
	緑地・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の緑地に対して、都市防災機能を付加させ、都市の緑地空間を保全しつつ、都市の防災機能の確保を図る。 市街化調整区域の農地については、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての緑地・農地の保全を図る。

(7) 守山市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月／平成 28 年～令和 7 年）

当該計画の対象施設は、本市の保有する公共建築物 136 施設（22.6 万㎡）のうち、主要な公共建築物 91 施設（約 21.0 万㎡）と道路、橋梁、上・下水道などのインフラ資産であり、公共施設等マネジメントの視点として、「長寿命化：予防保全の導入による建築物の適切な維持保全の推進」、「複合化・集約化：拠点施設への機能集約の推進」、「機能の維持：新たな行政需要への対応と効果的・効率的な運営の推進」を掲げています。

このうち、本計画に関連する施設として、公園を含むスポーツ施設、レクリエーション・観光施設、産業系施設として計 9 施設 1.4 万㎡があげられています。

これらの施設は、利用者数の増加に向けた施策や採算性を考慮した効率的な施設運営に向け、運営形態の見直しの検討や民間施設等との役割の明確化に取り組みます。また、必要に応じて利用状況や稼働率を勘案し、集約化についても検討するとされています。

(8) 守山市における“みどり”に関わる取り組み等

本市は、昭和 55 年に告示された「守山市民憲章」において、「のどかな田園都市」というキーワードを用いています。さらに、昭和 63 年 12 月に議会議決された平和都市宣言のタイトルも「のどかな田園都市守山」平和都市宣言を掲げています。このように、本市を表すキーワードとして、「のどかな田園都市」は一般に認知されたものといえます。

この他、平成 25 年 2 月に策定された「守山市都市ブランド化戦略方針」において、本市の良質な都市イメージと認知度を高め、他都市と差異化を図り「選ばれる都市」になることを目的として、「The Garden City 「つなぐ、守山」」を都市ブランドメッセージとして定めています。ここで用いられた「The Garden City」は、市民憲章で謳う「のどかな田園都市」のイメージが市民の都市イメージや市民が望むこれからの都市イメージと重なることから、「つなぐ、守山」というメッセージに付け加えることで、「豊かな自然環境や恵まれた住環境」等の好感を得られるイメージが想起されるように定めたものです。

【守山市民憲章（昭和 55 年 8 月 1 日告示）】

わたくしたちは、「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとに、おのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい、生きがいのあるまちづくりのために、ここに、この憲章を定めます。

- 1 美しい水と緑のあふれる 秩序のあるまちをつくりましょう。
- 1 伝統に学び 文化の香りたかいまちをつくりましょう。
- 1 人権をおもんじ 信頼しあえるまちをつくりましょう。
- 1 働く喜びを大切にし 産業の栄えるまちをつくりましょう。
- 1 若い力をいかし 活気と希望にみちたまちをつくりましょう。

【「のどかな田園都市守山」平和都市宣言（昭和 63 年 12 月 22 日議会決議）】

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

わたくしたちは、「のどかな田園都市守山」の豊かな自然と香り高い文化にはぐくまれ、日々平和な生活を享受している。

この平和を恒久のものとするため、世界唯一の核被爆国の国民として、全世界の人々に被爆の恐ろしさと苦しみを訴え、再びその惨禍を繰り返してはならない。

ここに、わたくしたち守山市民は、人類の恒久平和を実現するため、我が国の基本方針である非核三原則を堅持し、世界連邦平和都市とともに、核兵器の廃絶をめざし、核戦争防止を強く訴え、ここに「のどかな田園都市守山」を平和都市とすることを宣言する。

2.5.3. 市民意向

市民意向について、市民懇談会における検討結果では、市民の「みどり」との関わり方や「“みどり”の活用」に関する意見が多く挙げられました。

また、以下に示すアンケート結果をみると、自然環境や緑に関する市民の満足度が高い一方、観光資源としての活用が十分でないと感じている市民が多く、本市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じている市民の割合も比較的低くなっています。

(1) 市民懇談会

① 開催概要

開催日時	平成31年1月19日（土）13:30～16:40
開催場所	北消防署（守山市コミュニティ防災センター併設）2階多目的研修室
出席者	市民 41名
開催の様子	

② 検討成果

<講評>

- ・市が公園を整備し量的な充足を進める時代から「みどり」を活かし、使う時代へと転換期を迎えている。例えば、街路樹についても維持管理を含めた樹種の選定等に取り組む必要があると考えており、市民が「みどり」に関わる方策、しくみづくりも検討していきたい。
- ・本市における「みどり」の関連部署は多岐にわたるが、本市民懇談会で市民の皆さんが「みどり」について考える機会を持てたことは意義深い。本日の意見は、計画策定委員会にも報告し、計画案の参考としたい。
- ・今回のワークショップで議論された主な視点は、以下の通りである。計画は策定して終わりではなく、本日の参加者が一つでも「みどり」に関われることを期待したい。その際、「みどり」の価値を理解し、例えば、自宅の「みどり」を育てるところから、また、田畑の管理、除草作業など、楽しみながら、「みどりのまちづくり」に関わっていただけるとありがたい。
 - ホタルや菜の花、記念植樹など、身近に市民が親しめる「みどり」
 - 「みどりで儲ける」ことで持続可能な取り組みを支える
 - 法制度に基づいた、カフェや交流センター等の併設など、公園の複合利用化
 - SNS等による情報発信の多様化

(2) 第5次守山市総合計画にかかる市民意識調査報告書（平成24年7月）

① 調査概要

調査期間	平成24年5月23日～平成24年6月8日
調査地域	守山市全域
調査対象者	守山市に居住する満15歳以上のうち無作為に抽出した2,500人
回収結果	（配布数）2,500、（回収数）1,127、（回収率）45.1%

② 調査結果

<地域産業について>

問19 観光についておたずねします。
守山市の観光は、歴史・自然・文化など地域の資源を十分活かしていると思いますか。

全体：「思う」15.0%、「思わない」35.0%、「わからない」が48.0%。

性別：「思う」男性15.0%、女性15.3%、「思わない」男性が女性より12.4ポイント高い。

年齢別：「思う」80代以上が26.0%と最も高い。

<生活・都市基盤について>

問27 景観形成についておたずねします。
守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じますか。

全体：「感じる」35.0%、「感じない」32.7%。前回調査時に比べ、「感じる」6ポイント増加。

年齢別：「感じる」10代57.1%、20代44.4%、30代40.7%。若い世代ほど高い。

<自然・環境について>

問30 公園整備・管理についておたずねします。
市内の公園や広場は、快適に安心して活用できると思いますか

全体：「思う」55.8%、「思わない」18.5%。前回調査時に比べ、「思う」15.8ポイント増加。

居住地区別：「思う」守山学区・吉身学区が60%以上と高い。

居住年数別：「思う」5年～19年が60%以上と最も高い。

問31 緑化推進についておたずねします。
守山市は草木など、緑が多いと感じますか。

全体：「感じる」61.0%、「感じない」21.5%。

居住地区別：「感じる」玉津学区・中洲学区70%以上と高い。

問32 水辺環境についておたずねします。
守山市の川や池などに親しみを感じていますか。

全体：「感じる」50.9%、「感じない」27.8%。前回調査時に比べ、「感じる」6.2ポイント増加。

(3) 守山市都市計画マスタープラン改訂に係る市民アンケート

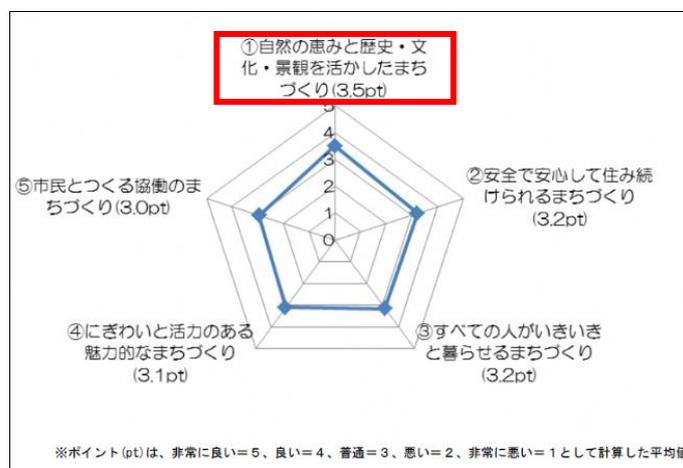
① 調査概要

調査期間	平成27年3月6日～平成27年3月16日
調査地域	守山市全域
調査対象者	守山市在住の20歳以上の男女のうち無作為に抽出した2,000人
回収結果	(配布数)2,000、(回収数)745、(回収率)37.3%

② 調査結果

＜5つの都市計画の目標に対する評価＞

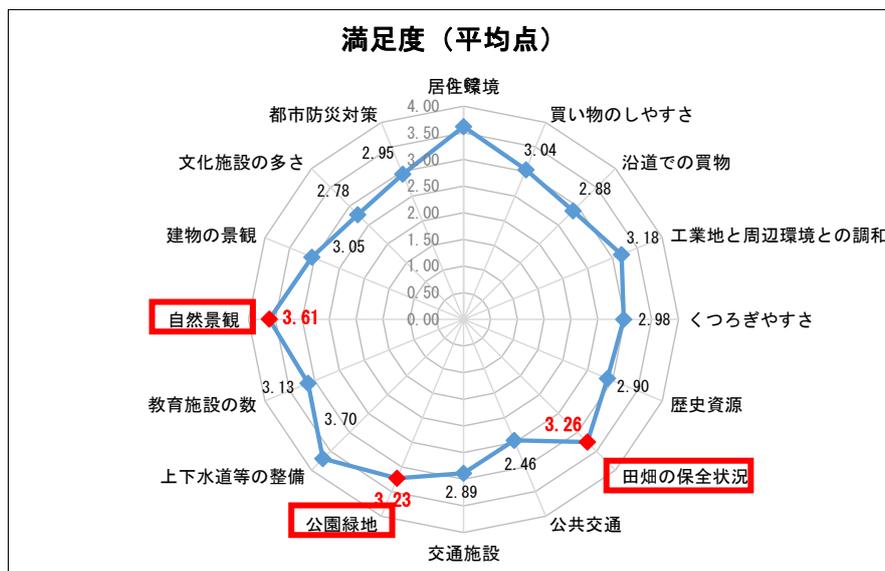
- 5つの都市計画の目標の項目において、それぞれ「普通」以上の評価。
- 「自然の恵みと歴史・文化・景観を生かしたまちづくり」は、最も高い評価。



(資料：守山市都市計画マスタープラン)

＜満足度＞

- 他の項目と比較すると、「自然景観」、「公園緑地」、「田畑保全」に対する満足度は高い。(平均値：3.10)。



(資料：守山市都市計画マスタープランをもとに作成)

(4) 住みやすさ指標に係るアンケートの結果（平成 29 年 3 月）

① 調査概要

調査期間	平成 28 年 6 月 23 日 ～ 平成 28 年 7 月 15 日																			
調査地域	守山市全域																			
調査対象者	守山市に居住する満 18 歳以上の男女のうち無作為に抽出した 2,000 人																			
回収結果	(送付数) 2,000、(回答数) 829、(有効回答数) 815、(有効回答率) 40.8%																			
評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 選択肢（一例） そう思う まあそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない 分からない </td> <td style="width: 25%;"> 選択肢（一例） している まあしている どちらとも言えない あまりしていない していない していないことを知らない </td> <td style="width: 25%;"> 選択肢（一例） そう思う まあそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない 該当しない </td> <td style="width: 10%;"> 点数 5点 4点 3点 2点 1点 0点 </td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 平均点 「『そう思う』の回答者数×(5点) + 『まあそう思う』の回答者数×(4点) + 『どちらとも言えない』の回答者数×(3点) + 『あまりそう思わない』の回答者数×(2点) + 『そう思わない』の回答者数×(1点)」 ÷ (総有効回答者数 - 「分からない」の回答者数) </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> ★問4 (5) については、以下の計算式で計算しています。 平均点 「よく利用する施設に1つ以上の丸を付けた回答者数」× (5点) ÷ 総有効回答者数 </td> </tr> </table>					選択肢（一例） そう思う まあそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない 分からない	選択肢（一例） している まあしている どちらとも言えない あまりしていない していない していないことを知らない	選択肢（一例） そう思う まあそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない 該当しない	点数 5点 4点 3点 2点 1点 0点		平均点 「『そう思う』の回答者数×(5点) + 『まあそう思う』の回答者数×(4点) + 『どちらとも言えない』の回答者数×(3点) + 『あまりそう思わない』の回答者数×(2点) + 『そう思わない』の回答者数×(1点)」 ÷ (総有効回答者数 - 「分からない」の回答者数)					★問4 (5) については、以下の計算式で計算しています。 平均点 「よく利用する施設に1つ以上の丸を付けた回答者数」× (5点) ÷ 総有効回答者数				
選択肢（一例） そう思う まあそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない 分からない	選択肢（一例） している まあしている どちらとも言えない あまりしていない していない していないことを知らない	選択肢（一例） そう思う まあそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない 該当しない	点数 5点 4点 3点 2点 1点 0点																	
平均点 「『そう思う』の回答者数×(5点) + 『まあそう思う』の回答者数×(4点) + 『どちらとも言えない』の回答者数×(3点) + 『あまりそう思わない』の回答者数×(2点) + 『そう思わない』の回答者数×(1点)」 ÷ (総有効回答者数 - 「分からない」の回答者数)																				
★問4 (5) については、以下の計算式で計算しています。 平均点 「よく利用する施設に1つ以上の丸を付けた回答者数」× (5点) ÷ 総有効回答者数																				
	合計	総合評価	評価分野	点数	評価項目	点数														
	住みやすさ実態調査(100点満点)	住み心地(100点満点)	健康・医療	25点満点	①健康、②運動、③医療サービス、④医療情報、⑤介護	25点満点														
			教育・学習	25点満点	⑥子育て、⑦教育、⑧地域活動、⑨世代間交流、⑩生涯学習	25点満点														
			環境	25点満点	⑪自然、⑫景観、⑬ゴミ分別、⑭環境意識、⑮ほたる	25点満点														
			安全・安心	25点満点	⑯治安、⑰地域の防災力、⑱防災意識、⑲家の安全、⑳安心感	25点満点														
			福祉	25点満点	㉑高齢者福祉、㉒障害者福祉、㉓低所得者福祉、㉔共生社会、㉕三世帯近居	25点満点														
			暮らしと働き	25点満点	㉖ワークライフバランス、㉗就労状況、㉘交通利便性、㉙美しい物、㉚まちの魅力	25点満点														
			文化・レジャー	25点満点	㉛歴史・伝統文化、㉜芸術鑑賞、㉝芸術参加、㉞スポーツ観戦、㉟スポーツ参加	25点満点														
			つながり	25点満点	㊱人権尊重、㊲活動人口、㊳地域貢献、㊴助け合い、㊵挨拶	25点満点														

② 調査結果

- 各項目の満足度（「そう思う」または「まあそう思う」の回答割合）を下表に示す。
- 満足度が 50%を超えている項目は、全 40 項目中 16 項目。
- 「自然」、「環境意識」、「景観」の満足度が高い一方で、「ほたる」に対する満足度は比較的低くなっている。

順位	項目	満足度	順位	項目	満足度
1位	買い物	79.1%	21位	交通利便性	45.2%
2位	ゴミ分別	76.2%	22位	ワークライフバランス	45.0%
3位	自然	74.4%	23位	運動	44.4%
4位	環境意識	71.9%	24位	三世帯近居	43.0%
5位	治安	71.5%	25位	まちの魅力	42.7%
6位	安心感	71.0%	26位	ほたる	41.2%
7位	食の安全	68.2%	27位	世代間交流	36.3%
8位	挨拶	67.5%	28位	障害者福祉	36.1%
9位	医療サービス	66.0%	29位	助け合い	36.0%
10位	健康	63.4%	30位	医療情報	34.1%
11位	生涯学習	62.5%	31位	防災意識	33.1%
12位	景観	61.8%	32位	地域貢献	32.2%
13位	リラックス	58.1%	33位	活動人口	29.7%
14位	高齢者福祉	54.0%	34位	歴史・伝統文化	28.1%
15位	人権尊重	51.2%	35位	低所得者福祉	27.5%
16位	就労状況	50.6%	36位	芸術鑑賞	22.6%
17位	教育	49.0%	37位	共生社会	18.8%
18位	地域の防災力	47.5%	38位	スポーツ参加	15.2%
19位	地域活動	46.1%	39位	芸術参加	10.1%
20位	子育て	45.3%	40位	スポーツ観戦	8.7%

(資料：住みやすさ指標に係るアンケートの結果)

3. 調査結果の評価

3.1. “みどり”機能の評価に関する基本的な考え方

本市の“みどり”に関する機能の評価は、都市構造や“みどり”に関する現況、関連計画等を踏まえ、「環境保全」「レクリエーション」「防災・減災」「景観」の4つの機能について行います。

機 能	機能評価の主な視点
〔環境保全〕	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格（基盤） ・自然、地形・地勢、生態系 ・歴史・風土、伝統・文化 ・生活環境 ・田園、農地
〔レクリエーション〕	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しむ、触れ合う機会・空間 ・レクリエーション空間（身近～全市～広域）
〔防災・減災〕	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の抑制、対応 ・避難施設（避難先、避難ルート）
〔景 観〕 ※守山市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ・面：眺望（中心商業地、一般市街地、工業地、湖岸景観、田園景観） ・線（軸・帯）：湖岸、河川（河川景観軸、景観重要河川）、道路（沿道景観軸、中山道軸、景観重要道路） ・点：景観重要建造物、景観重要樹木

図 3-1 “みどり”に関する4つの機能別の評価項目

3.2. 4つの機能別“みどり”の評価

3.2.1. 環境保全

環境保全に関する評価は、以下に示す5つの主な視点別に対象となる“みどり”を挙げ、その評価を行います。

評価の主な視点	対象となる“みどり”	評価	現況該当頁
都市の骨格 (基盤)	琵琶湖岸	・琵琶湖岸に広がるヨシ群落やハマヒルガオの群生地は、良好な水辺空間を形成し、野鳥や昆虫等の動植物が生息する貴重な“みどり”の地域資源ですが、環境保全が懸念されます。	2-3
	主要河川	・都市の骨格を形成する野洲川は、“みどり”の軸として保全、活用が求められます。 ・大川・新川、赤野井湾、木浜内湖等は、水が流れず水質悪化やヘドロの堆積、オオバナミズキンバイ等の異常繁茂など、水辺環境の改善が求められます。	2-1
自然、地形・ 地勢、生態系	野洲川の沖積平野	・野洲川沿いの標高差約 20mのほぼ平坦地が連たんし、空間的な特徴の一つとなっています。	2-1
	社叢林	・集落の神社を中心にみられる社叢林は、貴重な緑のオープンスペースとして身近な緑の空間です。	2-3
	生態系	・市街地の水辺でみられるホタルは、天然記念物の国内第1号(1924年、現在指定解除)であり、まちにうるおいを与える貴重な生態系の一つです。 ・湖畔や河川、用水等の水辺には、一群の野鳥等が休息する光景も見られ、こうした良好な環境の保全が求められます。	2-3
歴史・風土、 伝統・文化	史跡・名勝	・伊勢遺跡、下之郷遺跡(各々、史跡)は、子どもから大人までが楽しみながら往時の暮らしを学べる貴重な地域資源です。	2-7
	天然記念物	・大日堂の妙蓮と池、少林寺の銀木犀、東門院のオハツキイチヨウは、歴史・文化的な地域資源であり、かつ身近に見られる貴重な自然資源です。	2-3
生活環境	都市公園、身近なオープンスペース	・都市計画決定した都市公園は16か所、339.75haに対し、未整備は都市公園間の誘致圏が重複する近隣公園2か所(立入公園、勝部公園)で、未供用期間における周辺環境の変化等も考慮したオープンスペースの検討が求められます。 ・供用済の都市公園(10か所)の6割(6か所:住区基幹公園)が供用後20年以上経過し、施設の長寿命化、リニューアル等への備えが求められます。	2-12
	街路樹	・街路樹の整備路線は23路線(樹種別)、樹種はクスノキを中心にクロガネモチやサクラ、ホルトノキなど、自然災害に強く、都市環境や剪定耐性等を考慮すると、地域性のある植栽の選定は難しく、全体的な特徴づけが乏しいようです。	2-14
田園、農地	優良農地	・旧野洲川の南北流廃川敷地や湖岸には、約137haの優良農地が広がり、農業の拠点であり、良好な田園環境を形成しています。	2-5
	民間による緑の拠点施設	・優良農地に位置する民間事業者の運営施設の中には、農の6次産業化拠点だけでなく、“みどり”の拠点として期待される施設が散見され、今後の拠点機能強化が求められます。	2-5

3.2.2. レクリエーション

レクリエーションに関する評価は、以下に示す2つの主な視点別に対象となる“みどり”を挙げ、その評価を行います。

評価の主な視点	対象となる“みどり”	評価	現況該当頁
自然に親しむ、触れ合う機会・空間	自然に親しむ、触れ合う機会	・守山ほたるパーク&ウォークは、市内の事業者、各種団体、市民（NPO、ボランティア等）で開催され、市民等がホテルと本市の自然に親しむ貴重なイベントとして定着しています。	2-26
	自然に親しむ、触れ合う空間	・ホテルの主な発生場所は、身近な用水や公園、社寺等が確認されており、こうした貴重な空間の保全が求められます。 ・市街地を流れる用水路は、水路沿いの遊歩道や親水空間等が整備されるなど、住民等の憩いの場として機能する、貴重な水辺環境です。	2-3 2-1
レクリエーション空間（身近～全市～広域）	身近なレクリエーション空間	・街区公園や一般開放している学校のグラウンドなど、身近なレクリエーション空間の機能拡充と活用が求められます。 ・駅前の徒歩圏近傍では、緑や水辺、歴史・文化等に親しめる散策環境が整っており、徒歩圏の歩行者ネットワークの魅力創出につながっています。	2-7
	全市、広域利用されるレクリエーション空間	・全市、広域のレクリエーション需要にも応える緑地として、びわこ地球市民の森や守山キャンプ場（美崎公園）等が点在しており、これら拠点のネットワーク機能が十分ではありません。 ・ほたるのまち守山ハーフマラソン大会は、1,000人を超えるランナーが参加するなど、市内を巡るコースは貴重な空間です。 ・守山市自転車道路網計画（H22.10）では、日常利用および観光・レクリエーションの各ルート設定がされており、策定以降の社会環境の変化等を踏まえたネットワーク整備が求められます。	2-7 2-22

3.2.3. 防災・減災

防災・減災に関する評価は、以下に示す2つの主な視点別に対象となる“みどり”を挙げ、その評価を行います。

評価の主な視点	対象となる“みどり”		評 価	現 況 該 当 頁
自然災害の抑制、対応	自然災害の抑制	水害	・優良農地が広がる田園地帯は、集中豪雨時等の都市型災害の防止機能を担う貴重な空間です。	2-9
		強風	・近年は、台風等の強風で都市公園の樹木の倒壊等の被害も生じており、強風対策とともに、被災した樹木等の迅速、円滑な処理対策が求められます。	
	人為災害の抑制	・市街地内の一団の緑や河川、道路植栽は、火災等の被害を軽減する緩衝機能として期待されます。	2-9	
避難施設（避難先、避難ルート） ※地域防災計画（H25.8）	避難場所・避難所		・小中学校、公民館、都市公園等の公共施設および協定を締結した民間事業者の所有する施設の計61か所を避難場所として指定しており、うち、45か所（73.8%）は避難所としても指定しています。	2-9
	避難路（ルート）		・緊急輸送道路は、第1次の2路線（国道477号、（主）守山栗東線）の他、第2、3次の路線が指定され、主要な避難ルートとして機能することが求められ、避難動線と緑のネットワークが一体的に位置づけられ、機能することが求められます。 ・市街地内で随所にみられる住宅の生垣は、避難動線上にあることで、避難の安全性向上が期待されます。	2-10

3.2.4 景観

景観に関する評価は、景観計画の5つのゾーンと3つの軸は景観形成の基本方針を踏まえ、これらに目印や象徴となる拠点的な景観資源を加え、対象となる“みどり”の評価を行います。

評価の主な視点	対象となる“みどり”	評価（基本方針と整合）	現況該当頁
面：眺望	中心商業地	・JR守山駅西口の守山駅前緑地公園と近傍のマンションや商業施設にみられるまとまった緑の空間は、本市の玄関口にふさわしい景観を形成し、重要な都市のイメージ形成要因となっています。	2-24
	一般市街地	・土地区画整理事業等で形成された一般市街地は、公共空間はもとより、私的空間、半公共空間等で特徴ある“みどり”の空間づくりに配慮した修景等が求められます。	2-24
	工業地	・古高工業団地をはじめ、まとまった工場等が集積する地区では、周辺環境との調和や隣接地への圧迫感の軽減など、建築物等のデザインとともに、“みどり”による修景等が求められます。	2-24
	湖岸景観	・琵琶湖岸の一带は、湖岸景観との調和、共生を図るとともに、田園景観から比良・比叡の山並みへの眺望確保等に留意した、美しく調和のとれた施設や空間等の修景が求められます。	2-24
	田園景観	・優良農地と集落等で形成される田園地区は、営農環境の維持・増進とともに、比良・比叡の山並みや三上山への眺望、集落内の社寺を含めた、“みどり”によるまちなみの保全が求められます。	2-24
線：軸・帯	湖岸	・琵琶湖岸は、ヨシ原樹林や砂浜樹林、河畔林、田園湖岸、市街地湖岸に応じた景観区分による景観形成が求められます。	2-25
	河川（河川景観軸、景観重要河川）	・野洲川をはじめ、びわこ地球市民の森、野洲川中洲河川公園など、身近な“みどり”に囲まれた空間であり、比良・比叡の山並み、三上山への眺望点として、貴重な空間であり、環境の保全と活用が求められます。	2-25
	道路（沿道景観軸、中山道軸、景観重要道路）	・湖南街道やレインボーロード、くすのき通り、語らい学び舎通りなど、主要な幹線道路や特徴ある通りでは、街路樹による緑化・修景等による“みどり”の沿道景観形成が求められます。 ・旧中山道沿いは、歴史的建造物の保全や活用とともに、“みどり”の沿道景観形成が求められます。	2-25
点：目印、象徴	景観重要建造物	・市民に親しまれ、地域のシンボリックな施設は、守山の歴史的、文化的な価値が高い建物として、保全・活用が求められます。	2-25
	景観重要樹木	・樹の高さ、幹の太さ、葉ぶりがよく、市民に親しまれ、周辺景観と調和し、一带の“みどり”を特徴づけるとともに、自然・歴史文化等からも価値を有することから、地域景観の中心として保全が求められます	2-25

3.3. 課題・問題点の整理

本市の“みどり”に関する4つの機能から評価した結果を踏まえ、本市における“みどり”の課題・問題点およびそれらに関連する主要な計画課題を整理すると、以下のとおりです。

(1) 本市の総合的なまちづくりの観点からの課題

① 「のどかな田園都市」にふさわしい、“みどり”の保全、創出、活用のあり方を示す

- ・「のどかな田園都市」を標榜する本市は、例えば、野洲川を軸として広がる田園空間や琵琶湖畔の水辺環境、JR守山駅前や中山道等に代表される都市空間、比良・比叡や三上山への眺望、整備された都市施設など、地域資源に根差して集積する多様な“みどり”の恵みとそこに関わる人々の営みがあります。
- ・本計画は、“みどり”を通じて「のどかな田園都市」像を明らかにするとともに、こうした“みどり”が、誰のため、何のためにあるべきかを位置づけ、多様な要素を関連付けするなどして、“パッケージ化したみどり”に関するまちづくりの全体ビジョン、価値の連鎖を示すことが求められます。

【問題点：公園・緑地整備、維持・管理の多様化】

- ・本市が有する多様な“みどり”を適切かつ有効に維持管理、活用する為に必要な官民の連携、魅力づくりが求められます。

【問題点：市民のニーズに合った公園・緑地の柔軟な運用】

- ・量的充足から質的深化を目指し、公園・緑地の整備を進めるため、市民のニーズを踏まえた、持続可能な“みどり”の柔軟な運用が求められます。

【問題点：“みどり”の潜在力発揮につながる環境づくり】

- ・公園・緑地にとどまらない、本来、“みどり”が有する潜在力を発揮し、“みどり”のまちづくりに生かす環境づくりが求められます。

② 健康・医療、観光を含む、“みどり”の公共性を担保するために連携可能な施策を位置づける

- ・本市は、第5次守山市総合計画を上位のまちづくり計画とし、くらし、環境、防災、子育て・教育、健康・福祉、生涯学習、産業振興、観光・交流など、各分野の基本計画が取りまとめられています。
- ・本計画は、本市におけるまちづくりの各種計画等を踏まえ、連携すべき要素を位置付けつつ、“みどり”の公共性を担保する方向性を物語のように、意味づけすることが求められます。

【問題点：公園・緑地整備、維持・管理の多様化（再掲）】

- ・本市が有する多様な“みどり”を適切かつ有効に維持管理、活用する為に必要な官民の連携、魅力づくりが求められます。

【問題点：市民のニーズに合った公園・緑地の柔軟な運用（再掲）】

- ・量的充足から質的深化を目指し、公園・緑地の整備を進めるため、市民のニーズを踏まえた、持続可能な“みどり”の柔軟な運用が求められます。

【問題点：「のどかな田園都市」の空間機能強化】

- ・本市のブランドメッセージ想起に用いられる「のどかな田園都市」で包括される多様かつ多彩な空間機能の強化が求められます。

③地域資源（ストック等）を活かした持続可能な“みどり”に関わる協働のあり方を示す

- ・本市は、まちづくりにおける様々な課題に対してきめ細やかな対応をするために、まちづくりに関わる、市民、事業所、NPO、行政等がこれまで以上に責任と役割を自覚し、協力し合いながらまちづくりに取り組む「協働」のまちづくりに取り組み、SNS等も活用しつつ、個レベルでの情報発信がなされています。
- ・本計画は、多様な地域資源を活かしつつ、“みどり”に関わるまちづくりのあり方を具体化できるよう、体制やしくみとともに、取り組み過程を含む情報発信など、公民協働のあり方を示すことが求められます。

【問題点：“みどり”のまちづくりに関わる団体間の交流機会拡充】

- ・“みどり”のまちづくりを推進するために必要な市民、事業者、行政等の協働関係をより緊密にし、よりよい成果につなげるための多様な交流機会拡充が求められます。

(2) 現況の緑と水辺の構成要素に関する課題

①都市、田園、自然環境における、“みどり”の保全・活用

- ・市内には、歴史的・文化的に価値の高い“みどり”や眺望・景観面で良好な“みどり”、さらには、市民等の憩いの場として機能する“みどり”など、都市、田園、自然環境において様々な価値を有する“みどり”環境がみられます。
- ・本計画は、本市が有する貴重かつ良好な“みどり”を保全・活用し、例えば、欧米のインバウンドからも評価される（守山らしさ、田園風景に価値を見出す）長期滞在拠点となりうる“みどり”など、新たな価値を高める取り組みについて、基本的な考え方を示すことが求められます。

【問題点：“みどり”のまちづくりに関わる団体間の交流機会拡充（再掲）】

- ・“みどり”のまちづくりを推進するために必要な市民、事業者、行政等の協働関係をより緊密にし、よりよい成果につなげるための多様な交流機会拡充が求められます。

②公共空間としての、“みどり”の再整備

- ・本市の都市公園は、都市計画決定後も整備・供用されていない立入公園や勝部公園の他、供用開始後20年以上経過し、施設の老朽化とともに、施設周辺の環境要因に合わせたリニューアル等が求められるものも見受けられます。
- ・本計画は、例えば、Park-PFIなど、国が進める“みどり”に関わる規制緩和政策の動向等も踏まえつつ、都市公園をはじめ、市街地の“みどり”の公園的な活用、再整備・再配置など、ストックを有効活用しつつ、施設の老朽化対策を含め、“みどり”を確保・活用する方策、しくみなど、一定の方向性を示すことが求められます。

【問題点：公園・緑地整備、維持・管理の多様化（再掲）】

- ・本市が有する多様な“みどり”を適切かつ有効に維持管理、活用する為に必要な官民の連携、魅力づくりが求められます。

【問題点：市民のニーズに合った公園・緑地の柔軟な運用（再掲）】

- ・量的充足から質的深化を目指し、公園・緑地の整備を進めるため、市民のニーズを踏まえた、持続可能な“みどり”の柔軟な運用が求められます。

③ “みどり”による、守山らしさの具現化

- ・本市は、JR守山駅前をはじめ、公共空間の緑地を住民等が維持・管理し、良好かつ快適な空間を形成するなど、“みどり”に関わる象徴的な環境づくりが進められています。また、民有地においても社叢林や用水、住宅の生垣など、“みどり”に関わる地域ぐるみの環境形成が活発に行われています。
- ・本計画は、“みどり”のまちづくりにおけるガーデンシティ[※]を想起させるよう、公共空間および民有地における“みどり”の環境形成に関する守山らしい取り組みのあり方とともに、守山ならではのライフスタイルのあり方など、市民だけでなく来街者も共感を覚えるよう、みどりのまちづくりを通じてアピールすべき、もの（空間等）・こと（しくみ・体制等）について示すことが求められます。

【問題点：“みどり”の潜在力発揮につながる環境づくり（再掲）】

- ・公園・緑地にとどまらない、本来、“みどり”が有する潜在力を発揮し、“みどり”のまちづくりに生かす環境づくりが求められます。

【問題点：“みどり”のまちづくりに関わる団体間の交流機会拡充（再掲）】

- ・“みどり”のまちづくりを推進するために必要な市民、事業者、行政等の協働関係をより緊密にし、よりよい成果につなげるための多様な交流機会拡充が求められます。

※ ガーデンシティ（The Garden City）：

「守山市都市ブランド化戦略方針（平成25年2月）」で、守山らしさを表現するコンセプトをわかりやすく示した際に用いられた、「豊かな自然環境や恵まれた住環境」等の好感を得られるイメージが想起されるよう設定された都市ブランドメッセージ、「つなぐ、守山」と対で示されました。

4. “みどり”のまちづくり 基本的な考え方

4.1. “みどり”のまちづくり基本理念

4.1.1. 基本理念

本市は、琵琶湖畔や野洲川、市街地を流れる河川や用水等の水辺、市民運動公園をはじめとする公共施設で見られる様々な機能・規模を有する公園・緑地、鎮守の森や街路樹、遊歩道、住宅や事業所、店舗等の花・木、優良な農地等の“みどり”がパブリックからプライベートの領域を幅広く包含し、暮らしと密接につながっています。

水と緑に恵まれ、潤いと安らぎの環境を保ち、快適で豊かなまちを構成している本市の“みどり”のそれぞれが、人とともに多様な生物の命を守り、歴史や文化を醸成しています。そういった“みどり”、例えばホテルが飛び交う環境等がまち固有の表情を育み、「守山らしさ」を高める重要な要因になっています。

そこで、市民ひとり一人が“みどり”の価値を次代に継承すべきかけがえのない財産であることを認識し、“みどり”の将来像を実現する基本理念を掲げ、“みどり”を「創る」「守る」当事者としてまちづくりを進めるため、本計画でも前計画に定めた基本理念を引き継ぎます。

【基本理念】

水と緑の恵みが生きるまち 守山

4.1.2. 将来像実現の視点

本市における“みどり”の保全、創出、活用等に関する将来像実現の視点は、“みどり”をまちづくりの手段としつつ、商業、農業、観光、医療、福祉、教育等の分野と連携することによりグリーンインフラとして社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面で持続可能な魅力ある都市を創造することです。

“みどり”のまちづくりは、官民連携を前提として、ひとり一人が本市で暮らすことを誇りに思い、協働によって実現されるものです。

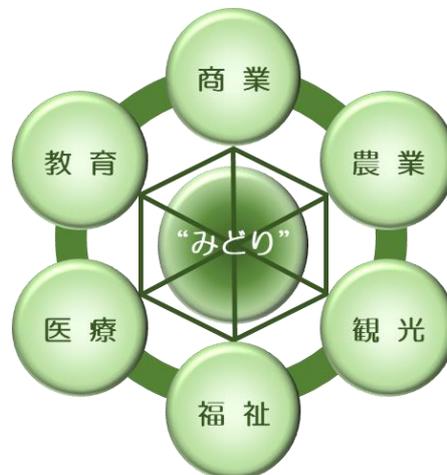


図 4-1 “みどり”のまちづくりの将来像（“みどり”のダイアグラム）

4.2. “みどり”のまちづくり 基本方針・施策方針

4.2.1. 基本方針

【基本方針1】多彩な“みどり”の機能を生かし、まちの魅力を高めよう

京阪神地域のベッドタウンとして都市機能を有しつつ、豊かな農村環境を併せ持ち発展している本市は、高齢社会における市民の健康・福祉の向上やコミュニティの活性化、賑わい創出、市民のアイデンティティ醸成、さらには近年の気候変動等による災害リスクに対する防災・減災機能の強化などの多彩な役割を持つ“みどり”を活用して、まちの魅力を高めます。

【基本方針2】環境と共生する“みどり”を守り、育てよう

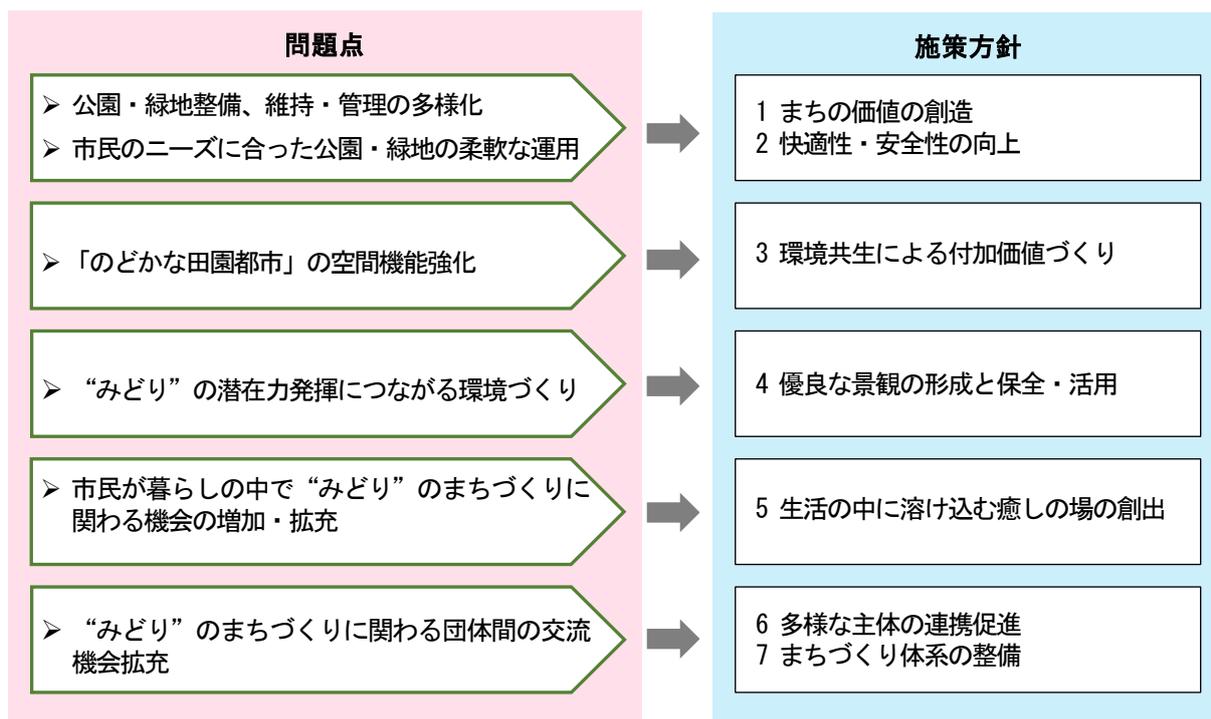
都市における“みどり”は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、微気象の調整、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育環境として、環境共生に不可欠な機能を有しています。ほぼ平坦な本市において、“みどり”との共生により保たれている固有かつ良好な景観も含め、都市の魅力を持続的に保持・増進させるため、環境と共生する“みどり”を守り、育てます。

【基本方針3】みんなで“みどり”のまちづくりを盛り上げよう

これまでの都市緑地政策は都市公園の量的確保と市街化に伴う開発圧力から良好なみどりを守ることを重視し、一定の成果を上げてきました。今後は、人口が減少し、都市における空閑地がこれまで以上に発生することに対し、社会・経済面の持続可能性に対する政策的比重を高めるため、官民の連携と協働を前提に、市民ひとり一人が“みどり”のまちづくりに参画する機運を醸成し、具体的な取り組みを進めます。

4.2.2. 施策方針

各問題点と施策方針の関連および各施策方針は以下のとおりです。



【基本方針1】多彩な“みどり”の機能を生かし、まちの魅力を高めよう**(1) まちの価値の創造**

暮らしの中の様々な分野および場面で、多様な資金調達手法の適切かつ有効な活用を図り、まちづくりにおける”みどり”の価値が最大限に発揮されるよう、持続可能なグリーンインフラの戦略的な整備を推進し、まちの価値・イメージの向上に取り組みます。

(2) 快適性・安全性の向上

新旧の住民が、それぞれに本市のまちづくりに誇りを持てるよう、「のどかな田園都市」を強く印象づける空間づくりや空間演出を図るとともに、防災・減災につながるグリーンインフラの創出、機能強化等に取り組みます。

(3) 環境共生による付加価値づくり

本市のまちづくりにおけるシンボルの一つであるホテルの生息環境など、ハード・ソフト両面で“みどり”と共生する環境づくりを進めることにより、本市のイメージやブランド力の向上など、まちづくりにおける付加価値づくりに取り組みます。

【基本方針2】環境と共生する“みどり”を守り、育てよう**(4) 優良な景観の形成と保全・活用**

本市の良好かつ固有の景観は、人々の暮らしに根差した歴史・文化・風土等と密接に関わり、育まれて来たものであり、景観を親しむ場や機会を持ちつつ、日常の暮らしの中から景観形成や修景、保全、活用等に関する意識啓発と活動等に取り組みます。

(5) 生活の中に溶け込む癒しの場の創出

市民のニーズに合わせた多様な“みどり”の拠点とそれらを有機的に連絡し、野洲川から琵琶湖畔、さらには市街地の河川、用水等の水辺および街路樹を伴う主要幹線や市民が日常生活で使用する生活道路など、水辺とまちの一体整備につながる、“みどり”による歩行系のネットワーク形成に取り組みます。

【基本方針3】みんなで“みどり”のまちづくりを盛り上げよう**(6) 多様な主体の連携促進**

市民はもとより、地域の企業、金融機関、行政等が“みどり”のまちづくり推進に必要なノウハウ習得や案件形成能力の向上を図り、主体的な役割を担うことで、“みどり”に関わる満足度を高める機会や環境をさらに強化するなど、直接・間接的に官民が多様な主体で連携するエリアプラットフォームの一層の形成促進に取り組みます。

(7) まちづくり体系の整備

“みどり”のまちづくりに関連する制度や施策の連携を強化することで、ヒト・モノ・カネをより有効かつ重点的に展開する他、官民の双方で“みどり”の整備や保全、維持管理等に関する実効性の高いルールづくりに取り組みます。

5. “みどり”のまちづくり 施策

5.1. 施策方針

本市における“みどり”のまちづくりで掲げた基本理念「水と緑の恵みが生きるまち 守山」の実現に向けて、以下に示す、3つの基本方針および7つの施策方針、13の施策項目、32の個別施策に取り組みます。

表 5-1 “みどり”のまちづくり 施策体系

基本方針	整理番号	施策方針	整理番号	施策項目	整理番号	個別施策			
多彩な“みどり”の機能を生かし、まちの魅力を高めよう	1	まちの価値の創造	1	市民に親しまれる持続可能な“みどり”の拠点づくり	1	住民ニーズに即した都市公園の再編			
					2	施設の長寿命化			
	2	快適性・安全性の向上	3	稼ぐ“みどり”の仕組みづくり	3	公園管理・運営体制の拡充と都市公園の柔軟な活用 (Park-PFI、社会福祉施設の設置など)			
					4	市民緑地認定制度の活用			
			4	多様な“みどり”の演出	5	みどりのシンボルロードの整備			
					6	Park-PFIの活用			
			4	都市の防災拠点の機能強化	7	生産緑地制度を参考にした農の付加価値づくり			
					8	民間施設の緑化			
			3	環境共生による付加価値づくり	5	生物多様性の保全	9	公共施設の緑化	
							10	公園、オープンスペースの都市防災機能の強化	
			3	環境共生による付加価値づくり	5	生物多様性の保全	11	災害時の農地の活用	
							12	生態系に配慮した公園等の維持管理	
			環境と共生する“みどり”を守り、育てよう	4	優良な景観の形成と保全・活用	6	湖岸と野洲川の“みどり”の保全	13	水辺の水質保全
								14	多自然川づくり
				4	優良な景観の形成と保全・活用	7	良好な“みどり”の景観に親しむ場づくり	15	近隣自治体等の連携強化による生物多様性保全
16	湖岸環境・景観の保全								
4	優良な景観の形成と保全・活用	8		生活の中の守るべき“みどり”の保全・育成	17	野洲川的环境保全・育成			
					18	比良山、夕日の眺望を楽しめるスポット・ネットワーク整備			
5	生活の中に溶け込む癒しの場の創出	9		街なかの“みどり”の保全・育成	19	街なか、集落の“みどり”のスポットづくり			
					20	優良農地の保全			
5	生活の中に溶け込む癒しの場の創出	10		“みどり”のネットワーク形成	21	保存樹木や屋敷林(社叢林)の保全			
					22	遺跡等の保全			
6	多様な主体の連携促進	11		誰もが“みどり”に関わる機会の創出	23	敷地内緑化、緑地協定地区の拡充			
					24	地域のオープンスペースの公園利用促進			
7	まちづくり体系の整備	12	“みどり”のまちづくり推進体制の強化	25	水辺のネットワークの形成				
				26	緑のネットワークの形成				
7	まちづくり体系の整備	13	“みどり”のまちづくり推進基盤の整備	27	身近な活動への参画				
				28	一元的な情報発信				
7	まちづくり体系の整備	13	“みどり”のまちづくり推進基盤の整備	29	“みどり”のまちづくり推進母体の設立・運営				
				30	“みどり”のまちづくり人材の育成				
7	まちづくり体系の整備	13	“みどり”のまちづくり推進基盤の整備	31	まちづくりの制度・施策の連携強化				
				32	“みどり”の維持管理等に関するルールづくり				

* 市民緑地認定制度：P5-3「個別施策4」で解説

5.2. 施策方針と個別施策

【基本方針1】多彩な“みどり”の機能を生かし、まちの魅力を高めよう

〔施策方針1 まちの価値の創造〕

施策項目1 市民に親しまれる持続可能な“みどり”の拠点づくり

▶ 個別施策1 住民ニーズに即した都市公園の再編

- ・公園利用者の変化、多様なニーズにも柔軟に対応できるよう、都市公園の配置バランスを考慮し、利用者と協働で、より有効活用・維持管理等が図られるよう、再編を検討します。
- ・都市公園では、都市計画決定後に長期間、整備・供用がされていない立入公園（近隣公園：2.3ha 都市計画決定）が、広域利用を想定する野洲川立入河川公園（都市緑地：10.07ha）に近接しており、公園機能を代替可能であることも踏まえ、地域の神社や小広場スペース等も考慮し、縮小またはトータルコストを下げる方向で、地域におけるあり方や必要規模を見直します。
- ・環境施設の更新に伴い、地域の新たな魅力づくりに大きく貢献し、多くの市民が集い、憩うことで市民に愛される施設として、環境学習都市宣言記念公園の整備に取り組みます。この公園は、守山市地域防災計画において、地域防災拠点としても位置付けています。

▶ 個別施策2 施設の長寿命化

- ・供用後20年以上を経過する都市公園（3公園）を中心に、「公共施設等総合管理計画（2016年3月策定、計画期間2016～2025年度）」で示された基本的な方向性「利用者数の増加に向けた施策や採算性を考慮した効率的な施設運営に向け、運営形態の見直しの検討や民間施設等との役割の明確化に取り組みます。また、必要に応じて利用状況や稼働率を勘案し、集約化についても検討します。」を踏まえつつ、柔軟な対応が可能となるよう、官民連携も踏まえた施設の長寿命化を推進します。

表 5-2 長寿命化の検討対象（基幹公園：供用済／都市公園）

種別	名称	供用日		整備面積 (ha)
			20年以上	
住区基幹公園	—	—	—	—
街区公園	堀海道児童公園	S47. 4. 1	○	0.10
	久保児童公園	S47. 4. 1	○	0.07
	木ノ本児童公園	H 6. 5. 1	○	0.15
	松田児童公園	H 6. 5. 1	○	0.13
近隣公園	焰魔堂公園	H23. 11. 12	—	2.25
	鳩の森公園	S56. 4. 15	○	1.86
	守山町公園	H11. 4. 1	○	2.10
	北川原公園	H26. 6. 14	—	1.51
地区公園	美崎公園	H14. 7. 1	—	8.30
	もりやま芦刈園	H14. 4. 1	—	1.90
都市基幹公園	—	—	—	—
運動公園	守山市民運動公園	H29. 4. 15	—	16.23

▶ 個別施策3 公園管理・運営体制の拡充と都市公園の柔軟な活用 (Park-PFI、社会福祉施設の設置等)

- ・都市公園のストックの良好な維持管理を継続し、管理運営の効率化と魅力向上の両立を図るため、官民連携手法を検討します。
- ・官民連携手法の運用に関しては、公園管理者である市によって、民間ノウハウの活用に対する基本的な姿勢や、民間提案に対する許容度等を明らかにしつつ、指定管理者制度を含むPPP/PFI事業の導入など、契約更新時の業務評価も明らかにするしくみ、体制を整え、官民連携手法の導入による都市公園の魅力向上につなげることを検討します。
- ・官民連携手法の導入により都市公園の管理運営の効率化と魅力向上を両立するためには、地域や都市公園の特性に応じた民間事業者の権限・義務の拡大など、官民の役割分担の適正化や、指定管理者に対する業務評価の適切な実施が重要であり、これらの考えを官民連携の手法に適用していくことを検討します。
- ・都市公園の再生、活性化のため、都市公園のオープンスペース機能を確保しつつ、広く市民の交流の場となるよう、周辺の土地利用の状況を注視するなかで、平成29年の都市計画法改正により新たに設けられた、保育園その他の社会福祉施設の設置など都市公園の有効活用について検討します。

▶ 個別施策4 市民緑地認定制度の活用

- ・良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、民有地の緑地を地域住民が利用できるよう、市民緑地制度の導入を検討します。この制度は、まちづくり会社等の民間主体が、市区町村長による設置管理計画の認定を受け、誰もが自由に利用できる市民緑地を設置・管理するものです。
- ・当該制度を適用するためには、市民緑地管理計画を作成し、市長の認定を受ける必要があることも留意し、300㎡以上の敷地で緑化面積の敷地面積に対する割合は20%以上を5年以上管理できるよう、緑化施設（樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等）を整備・維持管理することを検討します。

【市民緑地設置管理計画に定める事項】

- ・市民緑地を設置する土地等の区域及び面積
- ・市民緑地を設置するに当たり整備する施設の概要、規模及び配置
- ・施設の整備の実施期間
- ・既存の緑化施設の概要、規模及び位置
- ・市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する緑化面積の割合
- ・市民緑地の管理の方法
- ・市民緑地の設置の予定時期及び管理期間
- ・市民緑地の設置及び管理の資金計画

▶ 個別施策5 みどりのシンボルロードの整備

- ・守山駅前緑地から銀座通りを、ヒトが中心のメインストリートとして、人々が集い、憩い、賑わう空間を演出します。

施策項目2 稼ぐ“みどり”の仕組みづくり**▶ 個別施策6 Park-PFIの活用**

- ・民間資金活用手法の導入による都市公園の賑わいづくり、利用増進等を行います。
- ・Park-PFIは、平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」であり、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法です。
- ・本市では、主に市民運動公園および美崎公園を事業の推進モデルと位置づけ、関係機関等との連携、調整を図りつつ、Park-PFIの推進に取り組みます。また、びわこ地球市民の森および琵琶湖岸緑地については、滋賀県において今後に向けての検討課題とされています。

▶ 個別施策7 生産緑地制度を参考にした農の付加価値づくり

- ・市街化区域内の農地と農家レストラン、直売所等の活用による農の付加価値づくりを検討します。

〔施策方針2 快適性・安全性の向上〕**施策項目3 多様な“みどり”の演出****▶ 個別施策8 民間施設の緑化**

- ・一定規模以上の民間開発に対し壁面緑化や屋上緑化、緑のカーテン普及など、“みどり”のまちづくりのモデル的な具体化に向け、緑化重点地区の指定等を検討します。

▶ 個別施策9 公共施設の緑化

- ・地域でまとまった緑を有する学校や保育園、幼稚園等のオープンスペースは、市民の誇りの醸成にもつながるよう、緑化を促進、保全します。

施策項目4 都市の防災拠点の機能強化**▶ 個別施策10 公園、オープンスペースの都市防災機能の強化**

- ・被災時における避難、被害拡大の抑止、規模によっては救済活動拠点等として機能する施設・設備等を整備します。

▶ 個別施策11 災害時の農地の活用

- ・農地を保全することにより、防災面における農地の有効活用を検討します。

〔施策方針3 環境共生による付加価値づくり〕**施策項目5 生物多様性の保全****▶ 個別施策12 生態系に配慮した公園等の維持管理**

- ・外来種対策とともに、ホタルが舞う公園の維持管理を行います。

▶ 個別施策 13 水辺の水質保全

- ・湖岸や水辺等において、導水策等の水質改善による良好な水辺環境を保全市民の暮らしの中に息づき、ホタルが舞うなど、街並みに独特の風情を醸し出す用水環境を保全・活用します。

▶ 個別施策 14 多自然川づくり

- ・河川が本来有している生物、とりわけホタルの生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理を推進します。

▶ 個別施策 15 近隣自治体等の連携強化による生物多様性保全

- ・近隣自治体および民間団体等の連携により、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進します。

【基本方針 2】環境と共生する“みどり”を守り、育てよう

〔施策方針 4 優良な景観の形成と保全・活用〕

施策項目 6 湖岸と野洲川の“みどり”の保全

▶ 個別施策 16 湖岸環境・景観の保全

- ・良好な湖岸環境・景観の保全に向けた規制・誘導策の実施、市民等の意識啓発を拡充します。

▶ 個別施策 17 野洲川の環境保全・育成

- ・野洲川の環境保全、特に、人々が集い、安らげる機能を拡充します。

施策項目 7 良好な“みどり”の景観に親しむ場づくり

▶ 個別施策 18 比良山・比叡山、夕日の眺望を楽しめるスポット・ネットワーク整備

- ・市民や来街者の誰もが癒される眺望スポットとして、官民連携により、比良山・比叡山や夕日を楽しめる眺望景観を確保するため、景観形成を図るとともに、田園景観を保全・活用します。

▶ 個別施策 19 街なか、集落の“みどり”のスポットづくり

- ・官民連携により市民が身近にみどりに親しみ、憩い、楽しめるスポットを整備します。

施策項目 8 生活の中の守るべき“みどり”の保全・育成

▶ 個別施策 20 優良農地の保全

- ・農業振興地域整備計画に基づき、優良農地を保全します。また、市街化区域の農地については、地域の需要に応じた保全・活用を検討します。

▶ 個別施策 21 保存樹木や屋敷林（社叢林）の保全

- ・市内の保存樹木や屋敷林（社叢林）等の地域の“みどり”の価値を共有し、地域で守り、育てる取り組みを推進します。

▶ 個別施策 2 2 遺跡等の保全

- ・市内で散見される遺跡等について、まとまった空間を確保した上で、モデル的に本市のまちづくりのルーツともいえる古代の空間保全、活用を実施します。

〔施策方針 5 生活の中に溶け込む癒しの場の創出〕

施策項目 9 街なかの“みどり”の保全・育成

▶ 個別施策 2 3 敷地内緑化、緑地協定地区の拡充

- ・市民緑地認定制度等の活用も検討しつつ、民有地の緑化を促進します。

▶ 個別施策 2 4 地域のオープンスペースの公園利用促進

- ・地域で公開性の高い、社寺、駅前広場、商業施設等の活用による街なかの“みどり”空間の保全、育成をします。

施策項目 1 0 “みどり”のネットワーク形成

▶ 個別施策 2 5 水辺のネットワークの形成

- ・街なか、集落部、特に河川の堤防部や田園地帯との境界部に相当する縁辺部において、身近に“みどり”を感じながら徒歩や自転車で散策できるネットワークを形成します。

▶ 個別施策 2 6 緑のネットワークの形成

- ・維持管理のしやすさとともに、安全・快適な緑のネットワークにふさわしい、長期的視点による計画的な街路樹の整備、維持管理をします。

【基本方針 3】みんなで“みどり”のまちづくりを盛り上げよう

〔施策方針 6 多様な主体の連携促進〕

施策項目 1 1 誰もが“みどり”に関わる機会の創出

▶ 個別施策 2 7 身近な活動への参画

- ・市民の誰もが身近に“みどり”に親しみ、体験し、良さや尊さを持続、拡充する意識、できるところから活動に参画する機運を醸成、市民が“みどり”のまちづくりに興味・関心を持ち、楽しんで参画できる契機として各種の体験会や学習会、イベント等を開催します。

▶ 個別施策 2 8 一元的な情報発信

- ・市内で活動する“みどり”のまちづくりに関する情報を一元的に受発信できる環境（体制、しくみ）を整備、合わせて、市内外から“みどり”のまちづくりに関する活動団体等が交流し、情報を共有、発信できる機会を拡充します。

施策項目 1 2 “みどり”のまちづくり推進体制の強化

▶ 個別施策 2 9 “みどり”のまちづくり推進母体の設立・運営

- ・「みどり法人」など、“みどり”のまちづくりを推進する法人組織の指定と協働を促進します。

▶ 個別施策30 “みどり”のまちづくり人材の育成

- ・“みどり”のまちづくりに関わる活動の表彰や市民や企業等による寄付等を活用して、人材を育成を促進します。

〔施策方針7 まちづくり体系の整備〕

施策項目13 “みどり”のまちづくり推進基盤の整備

▶ 個別施策31 まちづくりの制度・施策の連携強化

- ・緑化地域制度をはじめ、庁内各部局の施策連携等により、“みどり”のまちづくりを拡充します。

▶ 個別施策32 “みどり”の維持管理等に関するルールづくり

- ・官民連携を前提に、民間でも身近な“みどり”のまちづくりに関するルールの共有・実践を展開します。

6. “みどり”のまちづくり モデル地区

6.1. モデル地区の配置方針

本市における“みどり”のまちづくりにおいて、都市部、集落部、湖岸部の3つのエリアに区分し、エリアを連絡する“みどりの環・軸”を形成、各エリアで環境保全やレクリエーション、防災、景観形成の視点から「歩いて楽しい拠点とネットワークの形成」に取り組みます。

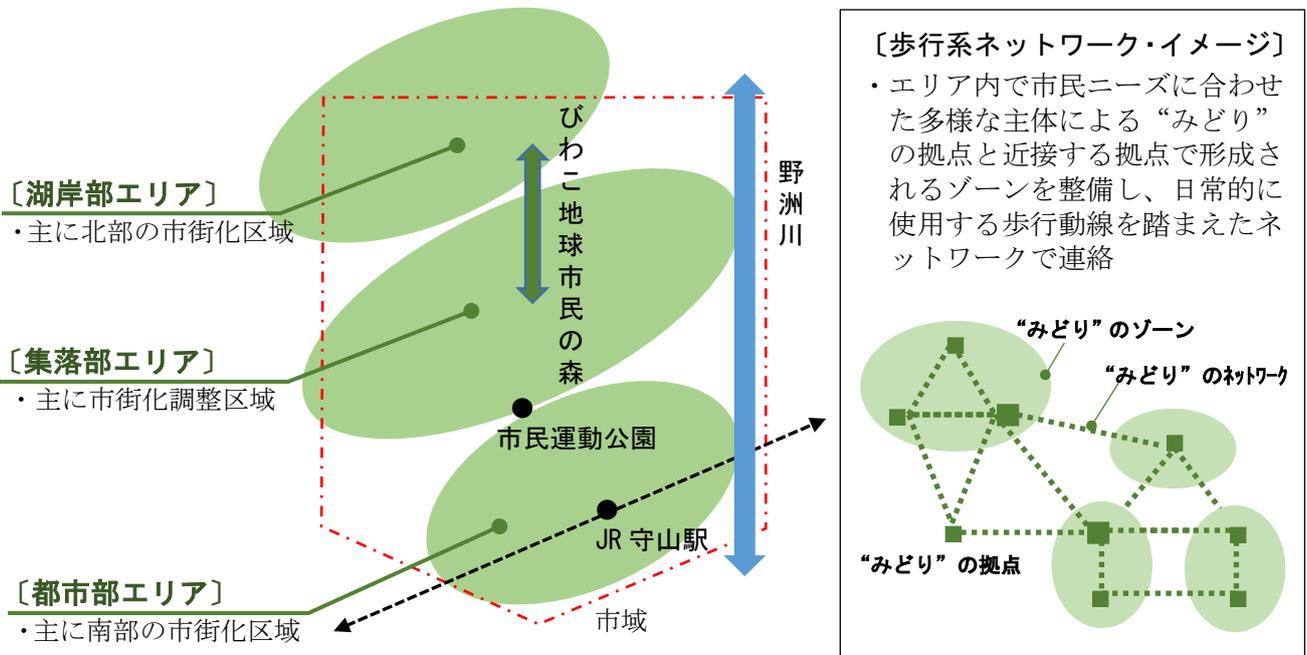


図 6-1 “みどり”の配置方針・イメージ

表 6-1 エリア別の“みどり”の配置方針

	都市部	集落部	湖岸部
全体	・主に南部の市街化区域を対象とし、本市における“みどり”のまちづくりの中心的な役割を担う	・主に市街化調整区域を対象とし、農や自然との共生を主として“みどり”のまちづくりを担う	・主に北部の市外化区域、特に琵琶湖岸部で観光・リゾートを中心に“みどり”のまちづくりを担う
環境保全	・エリア内の歴史・文化資源等も活用しつつ、都市空間における“みどり”空間の創出と保全を推進	・びわこ地球市民の森を拠点とし、市民参加型の環境共生活を展開	・環境学習都市宣言記念公園を拠点に、水辺の親水性を高め、観光・レクリエーション機能と連携を強化
レクリエーション	・目田川や伊勢遺跡など、歴史や文化資源を活かしつつ、バランスよく配置した都市公園を有効活用	・優良農地や集落環境と産業拠点となる民間施設との連携を図りつつ、歩行系ネットワークを形成	・湖岸部の自転車ネットワークと美崎公園等の拠点を活かし、観光・レクリエーション機能を強化
防災	・市民運動公園を中心に、都市公園とともに民間の緑化等を活用しつつ、都市防災機能を向上	・集落を中心に、エリア内の農地を有効活用し、“みどり”による防災・減災機能を強化	・びわこ地球市民の森や美崎公園等の都市公園を防災・減災拠点として、都市防災機能を強化
景観形成	・JR 守山駅から銀座通り、目田川親水公園等を“みどり”のシンボル軸、歴史・文化的景観を活かした良好な景観を形成	・集落の優良農地、社叢林や用水等の景観資源を活用し、景観軸となる野洲川の桜並木等で景観ネットワークを形成	・佐川美術館をはじめとする文化的資源を活用、特に良好な“みどり”景観の修景等により観光、リゾート機能の価値を強化

6.2. モデル地区の選定

本市における“みどり”のまちづくり実現に向け、“みどりとみずべ”のシンボル軸と“みどり”つの環、“みどり”の拠点をモデル地区として緑化重点地区に設定し、施策の水平展開に向けた施策を試行します。



図 6-2 “みどり”のまちづくり モデル地区

6.3. シンボル軸と拠点

6.3.1. “みどりとみずべ”のシンボル軸¹

(1) 守山駅前緑地～銀座通り（シンボル軸Ⅰ）

この軸は、「本市の顔」の一つとして重要な役割を担うため、官民連携・協働のモデルとなる事業を展開し、歩行者中心の“みどり”の環境形成を図ります。

特に、民有地の緑化モデルとなるよう、街なかの小広場や緑陰を活かした休憩スペースやオープンカフェ等の緑のスポット、一定規模以上の民間開発に対する壁面緑化や緑のカーテンの整備をはじめ、ハンギングバスケットやプランターの設置等、民有地の緑地を市民が利用できる「市民緑地制度」の導入を検討します。

また、街路樹の整備とともに、守山駅前緑地を中心に現在も行われている市民有志による維持管理活動の輪を広げ、市民の誰もが“みどり”のまちづくりに関われる環境づくりの展開を図ります。

こうした取り組みを支えるよう、中心市街地活性化の諸施策や都市計画マスタープランに基づく計画・事業など、庁内横断的な取り組みを拡充するとともに、貴重かつ良好な“みどり”の維持管理等に関するルールづくりを検討します。

(2) 目田川親水公園（シンボル軸Ⅱ）

この軸は、“みどり”のまちづくりにおけるシンボルの一つといえる「ホタル」の生息環境を保全しつつ、市民が集い、憩える場としてさらに賑わい機能の強化を図ります。

ホタルの生息環境保全は、生物多様性の保全にもつながるものであり、目田川を中心に取り組む水辺の環境保全とともに水辺のネットワーク形成を一体的に進めます。

(3) 野洲川・縁辺部（シンボル軸Ⅲ）

この軸は、都市計画マスタープランで本市における自然環境軸の一つに位置付けており、近隣自治体等との連携に基づく多自然川づくりや河川の水辺環境保全等による生物多様性の確保はもとより、河川敷や縁辺部に位置する公園や緑地、桜並木や社寺等の“みどり”に関連する貴重な資源の保全・育成等にも、官民の連係、特に市民の主体的な参画、支援等を得て、積極的な取り組みを展開します。

(4) びわこ地球市民の森（シンボル軸Ⅳ）

野洲川南流廃川跡地であるこの軸は、野洲川とともに都市計画マスタープランで本市における自然環境軸の一つに位置付けています。

公園管理者の滋賀県においては、これまでの県民や企業等との協働による「森づくり」というコンセプトを活かしつつも、Park-PFI等の事業手法について検討を始められつつあります。

滋賀県と連携を取り合い、生物多様性や水辺環境の保全、さらには市民等が集い憩える場としての“みどり”の拠点機能の強化を図ることを目指します。

¹ “みどりとみずべ”のシンボル軸とは、“みどりとみずべ”を体感できる街路や河川等のライン（線状のもの）を言います。

6.3.2. “みどり”の環

この環は、“みどり”のシンボル軸とも関連しつつ、景観や歴史・文化資源を中心に、「本市」らしい“みどり”を体感できるネットワークと位置づけ、地域住民や各種団体、行政担当部局など、官民の連携により、眺望点や自転車・歩行者の利便性を高めるよう取り組みます。

6.3.3. “みどり”の拠点²

(1) 守山駅前緑地（拠点A）

守山駅前緑地を中心とするこの空間は、「本市の顔」の一つとして重要な役割を担うため、既存の市民等による維持管理等の活動をさらに強化・拡大し、関係団体等の連携強化の場とするとともに、官民連携・協働のモデルとなる事業を展開することで、“みどり”を活かしたまちづくり推進の中心となる人材を育成し、市民だけでなく、来訪者にとっても「守山らしさ」を印象づけることができるよう、歩行者中心の“みどり”の環境形成を図ります。

特に、交通結節点であり多くの人々が利用するJR守山駅前の緑地は、近傍の民有地・施設等と一体的に“みどり”の拠点にふさわしい空間演出を拡充し、施設の長寿命化も踏まえつつ、ソフト施策を拡充することでより魅力的な空間の形成に取り組みます。

(2) 勝部神社と周辺一帯（拠点B）

勝部神社は、シンボル軸Iへの空間的なつながりを考慮しつつ、近傍の集落とのつながり、社寺や用水といった身近な“みどり”資源を有効に活用した空間形成に取り組みます。その際、空間形成に市民が身近に“みどり”空間の整備や維持管理等に関われる機会を提供するなど、街なかの貴重な“みどり”スポットとして機能するためのソフト面での人材育成等にも取り組みます。

(3) 伊勢遺跡と周辺一帯（拠点C）

伊勢遺跡と周辺の空間は、本市のルーツにもつながる遺跡が残存するところでもあり、こうした歴史・文化資源を“みどり”のまちづくりにおける貴重な地域資源と捉えつつ、関連施策とも連携して空間整備に取り組みます。

特に、散見される遺跡を一定規模のまとまりとしてとりまとめつつ、教育・文化、観光、レクリエーション等の機能集積のあり方を検討し、市民や来訪者の交流の場としての機能の整備についても検討を進めます。

(4) 立入公園と周辺一帯（拠点D）

立入公園が予定されている周辺は、新川神社へ至る参道や豊かな水源地が点在するなど水と緑の豊かな地域です。昭和45年に都市計画決定された立入公園は、整備が予定されていますが、近隣の野洲川立入河川公園や土地区画整理事業によって整備される公園などと誘致圏が重なっています。

また、都市計画決定区域内には既に工場や住宅が立地しており、近隣の公園等とのつながりを考慮する中、地域の畑地や竹林を活用しながら新しい公園の形を検討し縮小またはトータルコストを低減する方向で、地域におけるあり方や必要規模の見直しを行います。

² “みどり”の拠点とは、主に公園等の“みどり”を体感できるスポットのことを言います。

(5) 市民運動公園と周辺一帯（拠点E）

市民運動公園は、本市におけるスポーツ活動の拠点であり、“みどり”のまちづくりをイメージする「ホテル」の生息環境保全等の拠点としても機能する重要な都市公園です。

ここでは、施設の長寿命化とともに、P a r k - P F I の事業手法導入も検討しつつ、官民連携による公園の管理・運営体制の見直し、さらには市民が集える拠点施設であることを活かした市民にとって“みどり”のまちづくり活動を知り、参画する身近な施設としてまちづくり推進母体の設立・運営や情報発信等を積極的に展開していきます。

(6) もりやま芦刈園と周辺一帯（拠点F）

もりやま芦刈園とその周辺は、優良な農地の集積とともに農業の6次産業化など、産業振興の拠点となる民間施設も近接すること、琵琶湖から比良山、夕日等を望む眺望環境にも優れていることなど、“みどり”のまちづくり拠点としての高いポテンシャルを有しています。

ここでは、拠点機能の向上と施設間の関係強化、周辺の優良農地や眺望環境を保全しつつ、湖岸の自転車道等も活用し、駅前や北部の湖岸エリアとの距離感を有効に活用できるネットワーク形成に取り組みます。

(7) 環境学習都市宣言記念公園と周辺一帯（拠点G）

環境学習都市宣言記念公園は、旧もりやまバラ・ハーブ園の立地を生かしつつ、近接するびわこ地球市民の森（シンボル軸Ⅳ）や湖岸エリアとも連携を図りつつ、市民等のニーズに即した都市公園の整備に取り組みます。

公共と民間の施設の緑化促進や集落内の社叢林等とも連携した“みどり”の拠点としても機能するよう、市民の主体的な参画を促しつつ、施設整備や維持管理、活用等に取り組みます。

(8) 佐川美術館と周辺一帯（拠点H）※

佐川美術館とその近傍は、琵琶湖大橋からの連絡性に富み、本市における観光・リゾート機能の拠点として、様々な施設集積が期待される場所です。

多様な施設集積が進行するため、湖岸エリアの中心として、眺望やエリア内の高質なイメージを維持・増進できるよう、特に修景を主とした景観形成に関する“みどり”の環境形成に重点的に取り組みます。この他にも、民間施設の緑化やオープンスペースの積極的な活用など、湖岸エリアの拠点にふさわしい空間演出が進むよう、一層の官民連携に取り組みます。

(9) 美崎公園と周辺一帯（拠点I）※

美崎公園は、施設の長寿命化とともに、湖岸部における観光・リゾート拠点として、市民や来訪者にとってさらに魅力ある滞在環境を整えます。

その際、湖岸緑地と合わせて自転車ネットワークにおける「道の駅」機能を創造し、維持・増進につながるよう、“みどり”のまちづくりにおけるモデル事業として位置づけ、P a r k - P F I 手法の導入を積極的に進め、官民連携による施設整備、維持管理をはじめ、“みどり”のまちづくりに関わる人材育成、組織的支援体制の構築等に取り組みます。

※ 湖岸エリアには湖岸緑地（県管理）が含まれているため、滋賀県と連携して取り組みます。

7. 事業化に向けた取り組み

7.1. “みどり”のまちづくりにおける連携・協働の体制

本市における“みどり”のまちづくりを推進するためには、「市民」「民間」「行政」の3つの主体が連携・協働し、効果的かつ効率的な取り組みを段階的に進める必要があります。

このため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識しつつ、円滑な取り組みの推進を目指します。

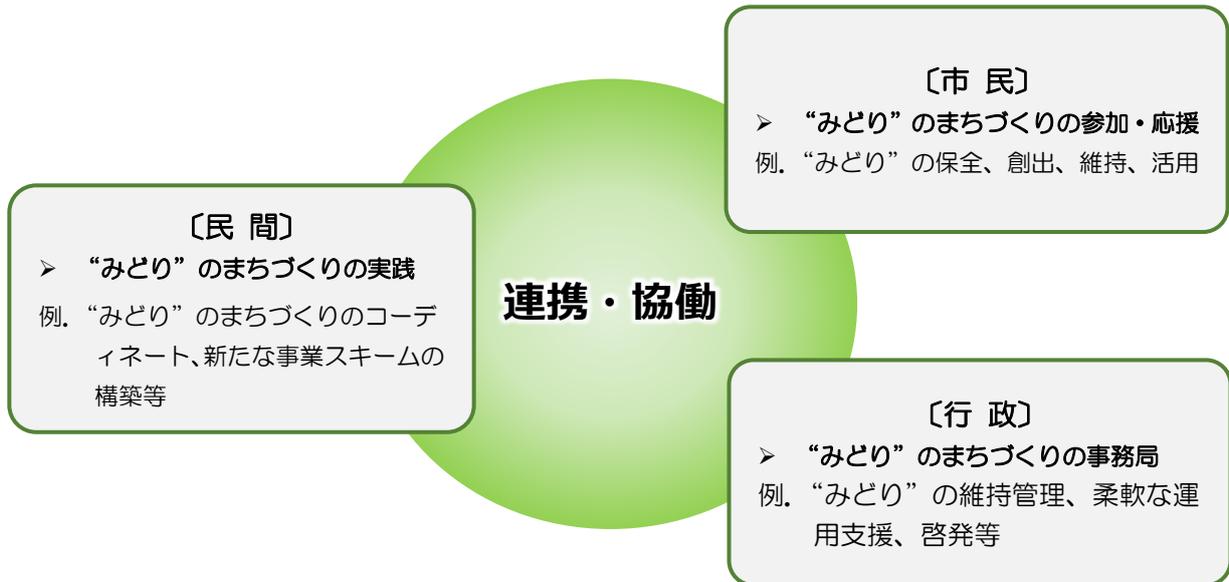


図 7-1 “みどり”のまちづくりにおける連携・協働の体制・イメージ

7.2. 計画の進行管理

7.2.1. 進行管理の考え方

本市における“みどり”のまちづくりを実現するために、取り組みの進捗状況と効果を検証する評価指標を設定し、以下のように進行管理を行います。

本計画の個別施策や具体的な取り組み状況の把握については1年に1度、また、7.2.2.の評価指標による検証については5年に1度を目的に、関連部局、市民や専門家を交えた評価・検証を行います。

7.2.2. 評価指標

本計画の評価指標は、下記の第5次守山市総合計画に示されている評価指標を参考とします。

なお、本計画は施設の新規整備よりも、その有効な利活用に重点を置いた施策を中心としていることから、評価指標も整備関連はAのみとし、その他は市民の意識を把握するものとしています。

表 7-1 評価指標

評価指標	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度※ (目標)
市民 1 人あたりの都市公園の面積	11.55 m ²	13.20 m ²	15.00 m ²
守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じる市民の割合	35.0%	52.6%	60.0%
公園や広場を快適で安心して活用できる市民の割合	58.0%	57.3%	60.0%
守山市は草木など緑が多いと感じている市民の割合	62.3%	75.2%	70.0%

※上記は第5次守山市総合計画の評価指標です。上記表の「令和6年度（目標）」の値は第5次守山市総合計画の令和2年度の目標を維持することとしています。

“みどり”のまちづくりで掲げた基本理念「水と緑の恵みが生きるまち 守山」の実現および基本目標の達成を目指して、以下に示す、3つの基本方針及び7つの施策方針、13の施策項目、32の個別施策に取り組みます。

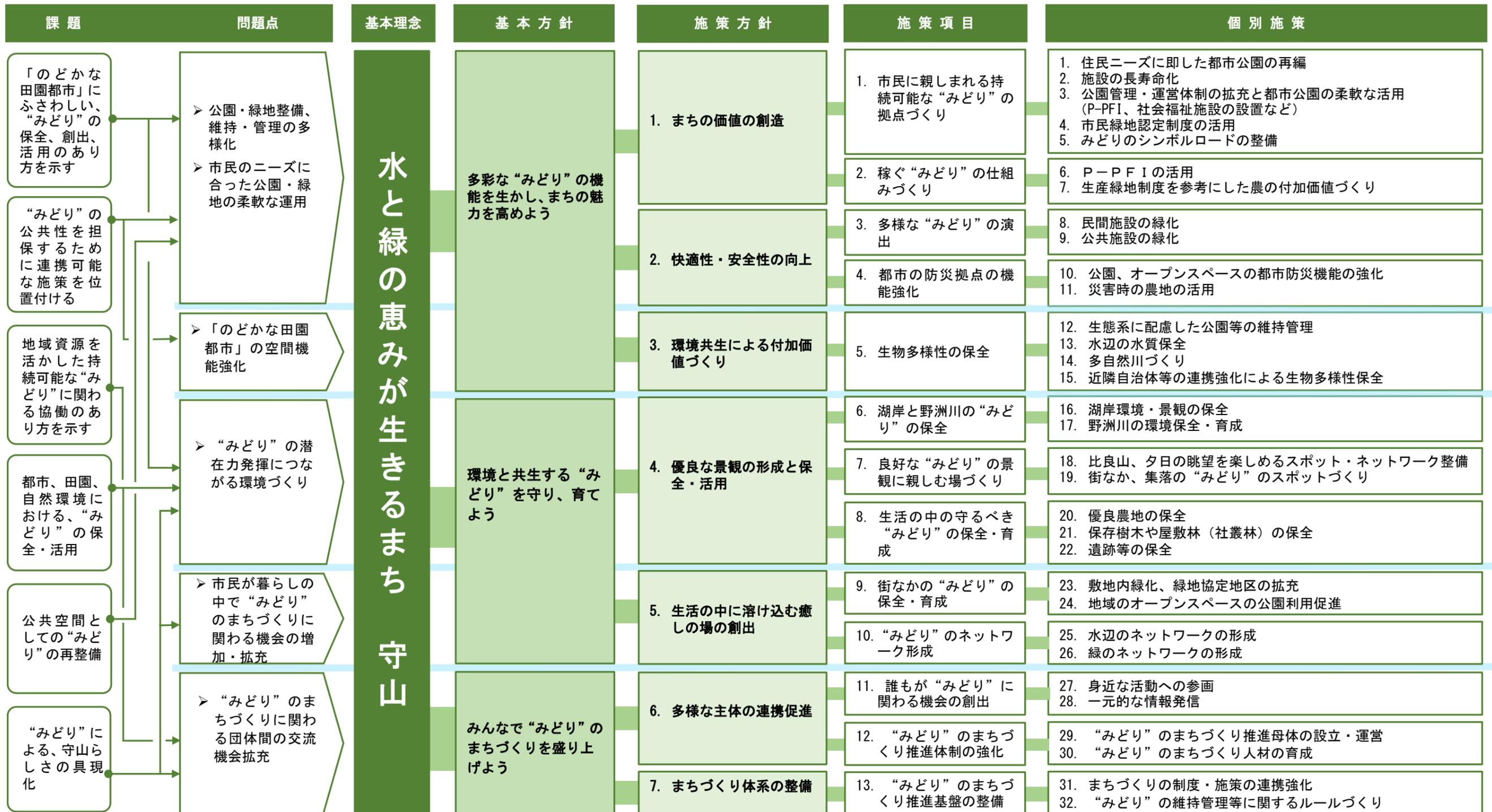


図 7-2 “みどり”のまちづくり 施策体系